

参考 1

第 1 回 有識者ワーキンググループ 資料

大阪府のSDGsに関するこれまでの取組み及び今後の方針

これまでの取組

第1回大阪府SDGs推進本部会議（H30.4.2）

- ・SDGsの理念の理解促進（府民向け普及啓発 庁内・市町村向けの勉強会の開催 など）
- ・SDGs推進に向けた具体的取組・方向性の検討（先進事例の情報収集 各部局関連の個別分野について何が出来るかを検討）
- ・各部局の取組を通じたSDGsの推進

◆府民向け普及啓発

- ①万博誘致と連動した、展示会の開催、ショッピングモールでのブース出展等
- ②包括連携協定を締結しているFC大阪と「SDGsスペシャルマッチ」を開催
【財務部、福祉部、健康医療部、環境農林水産部】
- ③その他、部局の主催する各種イベントにおける啓発活動(抜粋)
 - ・ららぽーと和泉におけるパネル展示(「体力測定会」「えほんのひろば」)
【府民文化部、教育庁】
 - ・泉大津フェニックスコンサートでのパネル展示
【都市整備部】
 - ・サイクルイベントでのパネル展示
【住宅まちづくり部】等

◆庁内・市町村職員の理解促進

- 庁内・市町村職員向け勉強会(計3回開催)
【講師】JICA関西 西野所長、法政大学 川久保准教授、慶應義塾大学 蟹江教授
- 市町村への啓発
 - ・市町村ブロック会議での啓発(計8回、42市町村) 【総務部、政策企画部】
 - ・関心のある市と、個別に意見交換を実施(3市)

◆庁内各部局の主体的取組

- 〈SDGsを計画に反映〉
 - ・「いのち輝く未来社会」をめざすビジョン』の策定 【政策企画部】
 - ・「大阪21世紀の新環境総合計画」の改定 【環境農林水産部】
 - ・「大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定 【政策企画部】等
 - 〈SDGs関連事業〉
 - ・企業との包括連携協定締結時にSDGsの観点を反映 【財務部】
 - ・ATCグリーンエコプラザと連携した「SDGsビジネス研究会」の設置 【商工労働部】
 - ・中小企業向けセミナーの開催 【商工労働部】
 - ・大阪市と共同での「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」 【環境農林水産部】
- ※各部局の府民向け普及啓発については上記に記載

◆庁内部局ヒアリング

- セミナーやイベントにおける啓発や、計画へのマッピングなどできることから取組み。
- 部局内での更なる理念の浸透や庁外との連携に課題。
- さらなる取組みを検討するも具体化には至っていない状態。

◆市町村ヒアリング（ブロック会議等での意見）

- 役所内での意思統一や部局間での温度差が課題。
- 先進的自治体の取組事例や民間企業等ステークホルダーとの連携機会について情報共有が必要。

◆先進都市ヒアリング(滋賀県、堺市、近江八幡市、尼崎市)

- 先進自治体は、これまでの環境分野での取組をきっかけに開始。
- 主な取組は、総合計画をはじめとする既存計画へのマッピング。
- 今後の取組みを探っているところ。

◆有識者ヒアリング(法政大学川久保准教授等の学識者や国際協力機関等)

- SDGsの17個のゴールを全て網羅する必要はない。
 - 強みを伸ばす、弱みを克服するという観点が必要。
 - ターゲットを絞った取組みを進めていくことが重要。
 - 大阪府であれば、やはり外せない視点は万博。強みとして活用していくべき。
 - 環境分野の取組みがきっかけという自治体多い。
- 教育を入れるべきという声が出てくる。 等

第2回大阪府SDGs推進本部会議（H31.2.14）

・到達点の確認、今後の方針の決定

到達点の整理

<普及啓発・理念の理解促進>

- ・市内・市町村職員向け勉強会を通じて、参加者の85%がSDGsに対する意識や取り組み姿勢が変化
- ・府民のSDGs認知度は約18%（18歳以上の府民1000人を対象としたインターネット調査【2018.11】）

【課題】 ・さらなる理念の理解促進

<市内各部署の主体的取組>

- ・各種イベントやセミナーを活用した府民・企業向け啓発を各部署で実施
- ・各種計画へのSDGsの反映（4部）、SDGsに関連した事業（3部）といった取組みを実施

【課題】 ・各部署で依然として濃淡
・SDGsの計画への反映等の次に踏み出せていない状態

大阪・関西万博の開催決定
さらにSDGsの取組みを加速させるために

- ◆有識者の意見
- ・強みを伸ばす、弱みを克服するという観点が必要
- ・万博を強みとして活用していくべき。
- ・ターゲットを絞った取組みを進めていくことが重要

今後の方針

○普及啓発活動の継続・強化 ⇒ 各部署主催のイベント等での普及啓発活動の強化によるさらなる理念の理解促進

○各部署の主体的取組みを推進 ⇒ 啓発や計画への反映といった現状でできる各部署の取組みを拡大

○大阪がめざすSDGs先進都市の姿を明確化 ⇒ 市町村をはじめ各ステークホルダーと共有し、
万博の視点や大阪の強みを踏まえた新たな取組みの創出
(※今年度前半めど)

めざす姿の検討に向けた有識者WGの設置

〔 ・めざす姿やゴールの絞り込み
・具体的目標 ・進捗管理方法 といったことを議論 〕

「大阪がめざすSDGs先進都市の姿」検討有識者ワーキンググループについて

■設置趣旨

- 大阪府では平成30年4月に、知事を本部長とする「SDGs推進本部」を設置し、全庁一丸となってSDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざすこととしています。
- 大阪・関西万博の開催が決定し、テーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」は、まさにSDGsが達成された社会です。
- 万博を開催する大阪において、SDGsの取組みをさらに加速させていくことが求められています。このため、「大阪がめざすSDGs先進都市の姿」を明確化し、これを市町村をはじめ各ステークホルダーと共有することで、大阪で万博の視点や大阪の強みを踏まえた、SDGsの新たな取組みの創出を図っていきたいと考えています。
- そのため、「大阪のめざすSDGs先進都市の姿」を明確化するにあたり、有識者ワーキンググループを設置し、以下の論点について、有識者や各ステークホルダーの意見を頂きながら検討を行います。

■「大阪がめざすSDGs先進都市の姿」の明確化に向けた論点

- 「大阪がめざすSDGs先進都市の姿」
- SDGs取組みの推進に向けて重点化するゴール
- 重点化したゴールに対する目標設定
- 目標達成に向けた取組みの方向性
- 取組み達成に向けた進捗管理方法や工程

■ワーキンググループメンバー

【有識者】※敬称略・五十音順

加藤 健 国際協力機構（JICA）関西センター
市民参加協力課長
川久保 俊 法政大学 デザイン工学部 准教授
草郷 孝好 関西大学 社会学部 教授
村上 芽 株式会社日本総合研究所 シニアマネージャー
吉本興業株式会社

（大阪府）
本屋 和宏 政策企画部企画室 室長
奥平 薫 政策企画部企画室 副理事
西島 亨 政策企画部企画室計画課 課長
和田 充 政策企画部企画室計画課 参事

※適宜、必要に応じて、有識者やステークホルダーからの意見聴取等を予定

■開催スケジュール（案）

月2回のペースで開催。6月に素案を提示し、8月中に案を作成。

參考資料集

目次

| | |
|-----------------------|------|
| 1.SDGsのターゲット・インディケータ― | … 7 |
| 2. 政府のSDGs実施指針 | … 29 |
| 3.国際比較（SDSN） | … 41 |
| 4.自治体SDGs指標 | … 53 |
| 5.大阪府庁各部局の取組み状況 | … 67 |
| 6.市町村の取組み状況 | … 89 |
| 7.府民認知度 | … 97 |
| 8.有識者ヒアリング | … 99 |

- 2015年9月国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載。
- 2030年までの国際目標。発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む。
- 持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)、169のターゲットから構成。
(2017年7月国連総会で、全244(重複を除くと232)の指標が採択。)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標





あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

| ターゲット | インディケーター |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。 | 1.1.1 国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション（都市/地方）別） |
| 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。 | 1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢別） 1.2.2 各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合（全年齢） |
| 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。 | 1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合（性別、子供、失業者、高齢者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別） |
| 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。 | 1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合 1.4.2 (a) 土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有している全成人の割合（性別、保有の種類別） (b) 土地の権利が安全であると認識している全成人の割合（性別、保有の種類別） |
| 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。 | 1.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数 1.5.2 グローバルGDPに関する災害による直接的経済損失 1.5.3 仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数 1.5.4 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合 |
| 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。 | 1.a.1 総政府支出額に占める、必要不可欠なサービス（教育、健康、及び社会的な保護）への政府支出総額の割合 1.a.2 全体の国家財政支出に占める必要不可欠なサービスの割合（教育、健康、及び社会的な保護） 1.a.3 貧困削減計画に直接割り当てられた助成金及び非譲渡債権の割合（GDP比） |
| 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。 | 1.b.1 女性、貧困層及び脆弱層グループに重点的に支援を行うセクターへの政府からの周期的な資本投資 |



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

| ターゲット | インディケーター |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 | 2.1.1 栄養不足蔓延率 (PoU) t 2.1.2 食料不安の経験尺度(FIES)に基づく、中程度又は重度な食料不安の蔓延度 |
| 2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。 | 2.2.1 5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度 (WHO子ども成長基準で、年齢に対する身長が中央値から標準偏差-2未満) 2.2.2 5歳未満の子供の栄養不良の蔓延度 (WHOの子ども成長基準で、身長に対する体重が、中央値から標準偏差+2超又は-2未満) (タイプ別 (やせ及び肥満)) |
| 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。 | 2.3.1 農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額 2.3.2 小規模食料生産者の平均的な収入 (性別、先住民・非先住民の別) |
| 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱 (レジリエント) な農業を実践する。 | 2.4.1 生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合 |
| 2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。 | 2.5.1 中期又は長期保存施設に確保されている食物及び農業のための動植物の遺伝資源の数 2.5.2 絶滅の危機にある、絶滅の危機にはない、又は、不明というレベルごとに分類された在来種の割合 |
| 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のゾーン・バンクへの投資の拡大を図る。 | 2.a.1 政府支出における農業指向指数 s 2.a.2 農業部門への公的支援の全体的な流れ (ODA及び他の公的支援の流れ) |
| 2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。 | 2.b.1 農業輸出補助金 |
| 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。 | 2.c.1 食料価格の変動指数 (IFPA) |



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

| ターゲット | インディケーター |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する | 3.1.1 妊産婦死亡率 3.1.2 専門技能者の立会いの下での出産の割合 |
| 3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。 | 3.2.1 5歳未満児死亡率 3.2.2 新生児死亡率 |
| 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マalaria及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。 | 3.3.1 非感染者1,000人当たりの新規HIV感染者数（性別、年齢及び主要層別） 3.3.2 100,000人当たりの結核感染者数 3.3.3 1,000人当たりのマalaria感染者数 3.3.4 10万人当たりのB型肝炎感染者数 3.3.5 「顧みられない熱帯病」(NTDs) に対して介入を必要としている人々の数 |
| 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 | 3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率 3.4.2 自殺率 |
| 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。 | 3.5.1 薬物使用による障害のための治療介入（薬理的、心理社会的、リハビリ及びアフターケア・サービス）の適用範囲 3.5.2 1年間（暦年）の純アルコール量における、（15歳以上の）1人当たりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用（ℓ） |
| 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 | 3.6.1 道路交通事故による死亡率 |
| 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 | 3.7.1 近代的手法によって、家族計画についての自らの要望が満たされている出産可能年齢（15～49歳）にある女性の割合 3.7.2 女性1000人当たりの青年期（10～14歳；15～19歳）の出生率 |
| 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。 | 3.8.1 必要不可欠の公共医療サービスの適応範囲（一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、伝染病、非伝染病、サービス能力とアクセスを含むトレーサー介入を基とする必要不可欠なサービスの平均的適応範囲と定義されたもの） 3.8.2 家計収支に占める健康関連支出が大きい人口の割合 |
| 3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 | 3.9.1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率 3.9.2 安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足（安全ではないWASH（基本的な水と衛生）にさらされていること）による死亡率 3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率 |



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

| ターゲット | インディケーター |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。 | 3.a.1 15歳以上の現在の喫煙率（年齢調整されたもの） |
| 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。 | 3.b.1 各国のプログラムに含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合 |
| | 3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純ODAの合計値 |
| | 3.b.3 必須である薬が、入手可能かつ持続可能な基準で余裕がある健康施設の割合 |
| 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。 | 3.c.1 医療従事者の密度と分布 |
| 3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。 | 3.d.1 国際保健規則（IHR）キャパシティと衛生緊急対策 |



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

| ターゲット | インディケーター |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 | 4.1.1 (i)読解力、(ii)算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合(性別ごと) (a)2～3学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時 |
| 4.2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。 | 4.2.1 健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に发育している5歳未満の子供の割合(性別ごと) 4.2.2 (小学校に入学する年齢より1年前の時点で)体系的な学習に参加している者の割合(性別ごと) |
| 4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 | 4.3.1 過去12か月にフォーマル及びノンフォーマルな教育や訓練に参加している若者又は成人の割合(性別ごと) |
| 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 | 4.4.1 ICTスキルを有する若者や成人の割合(スキルのタイプ別) |
| 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。 | 4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、またその他に、障害状況、先住民、紛争の影響を受けた者等の利用可能なデータ) |
| 4.6 2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。 | 4.6.1 実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口の割合(性別ごと) |
| 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。 | 4.7.1 ジェンダー平等および人権を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル |
| 4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。 | 4.a.1 以下の設備等が利用可能な学校の割合 (a)電気、(b)教育を目的としたインターネット、(c)教育を目的としたコンピュータ、(d)障害を持っている学生のための適切な施設や道具、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い場(WASH指標の定義別) |
| 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。 | 4.b.1 奨学金のためのODAフローの量(部門と研究タイプ別) |
| 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。 | 4.c.1 各国における適切なレベルでの教育を行うために、最低限制度化された養成研修あるいは現職研修(例:教授法研修)を受けた(a)就学前教育、(b)初等教育、(c)前期中等教育、(d)後期中等教育に従事する教員の割合 |



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

| ターゲット | インディケーター |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 | 5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか |
| 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 | 5.2.1 これまでにパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合（暴力の形態、年齢別） |
| | 5.2.2 過去12か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合（年齢、発生場所別） |
| 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 | 5.3.1 15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20～24歳の女性の割合 |
| | 5.3.2 女性性器切除を受けた15-49歳の少女や女性の割合（年齢別） |
| 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 | 5.4.1 無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合（性別、年齢、場所別） |
| 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 | 5.5.1 国会及び地方議会において女性が占める議席の割合 |
| | 5.5.2 管理職に占める女性の割合 |
| 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 | 5.6.1 性的関係、避妊、リプロダクティブ・ヘルスケアについて、自分で意思決定を行うことのできる15歳～49歳の女性の割合 |
| | 5.6.2 15歳以上の女性及び男性に対し、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国の数 |
| 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 | 5.a.1 (a)農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合（性別ごと） (b)農地所有者又は権利者における女性の割合（所有条件別） |
| | 5.a.2 土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組（慣習法を含む）を有する国の割合 |
| 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 | 5.b.1 携帯電話を所有する個人の割合（性別ごと） |
| 5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 | 5.c.1 ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合 |



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

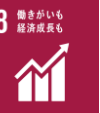
| ターゲット | インディケーター |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。 | 6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合 |
| 6.2 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。 | 6.2.1 (a)安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合、(b)石けんや水のある手洗い場を利用する人口の割合 |
| 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 | 6.3.1 安全に処理された排水の割合 |
| | 6.3.2 良好な水質を持つ水域の割合 |
| 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 | 6.4.1 水の利用効率の経時変化 |
| | 6.4.2 水ストレスレベル：淡水資源量に占める淡水採取量の割合 |
| 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。 | 6.5.1 統合水資源管理（IWRM）実施の度合い（0-100） |
| | 6.5.2 水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合 |
| 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。 | 6.6.1 水関連生態系範囲の経時変化 |
| 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 | 6.a.1 政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODAの総量 |
| 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。 | 6.b.1 上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策及び手続のある地方公共団体の割合 |

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



| ターゲット | インディケーター |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。 | 7.1.1 電気を受電可能な人口比率 |
| | 7.1.2 家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口比率 |
| 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 | 7.2.1 最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率 |
| 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 | 7.3.1 一次エネルギー及びGDP単位当たりのエネルギー強度 |
| 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。 | 7.a.1 クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展途上国に対する国際金融フロー |
| 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。 | 7.b.1 持続可能なサービスへのインフラや技術のための財源移行におけるGDPに占めるエネルギー効率への投資(%)及び海外直接投資の総量 |

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



| ターゲット | インディケーター |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。 | 8.1.1 一人当たりの実質GDPの年間成長率 |
| 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 | 8.2.1 労働者一人当たりの実質GDPの年間成長率 |
| 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。 | 8.3.1 農業以外におけるインフォーマル雇用の割合（性別ごと） |
| 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。 | 8.4.1 マテリアルフットプリント（MF）、一人当たりMF及びGDP当たりのMF 8.4.2 国内材料消費（DMC）、一人当たりのDMC及びGDP当たりのDMC |
| 8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 | 8.5.1 女性及び男性労働者の平均時給（職業、年齢、障害者別） 8.5.2 失業率（性別、年齢、障害者別） |
| 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 | 8.6.1 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない15～24歳の若者の割合 |
| 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。 | 8.7.1 児童労働者（5～17歳）の割合と数（性別、年齢別） |
| 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 | 8.8.1 致命的及び非致命的な労働災害の発生率（性別、移住状況別） 8.8.2 国際労働機関（ILO）原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利（結社及び団体交渉の自由）における国内コンプライアンスのレベル（性別、移住状況別） |
| 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。 | 8.9.1 全GDP及びGDP成長率に占める割合としての観光業の直接GDP 8.9.2 全観光業における従業員数に占める持続可能な観光業の従業員数の割合 |
| 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。 | 8.10.1 成人10万人当たりの市中銀行の支店及びATM数 8.10.2 銀行や他の金融機関に口座を持つ、又はモバイルマネーサービスを利用する成人（15歳以上）の割合 |
| 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。 | 8.a.1 貿易のための援助に対するコミットメントや支出 |
| 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。 | 8.b.1 国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無 |



レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

| ターゲット | インディケーター |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 | 9.1.1 全季節利用可能な道路の2 km圏内に住んでいる地方の人口の割合 |
| | 9.1.2 旅客と貨物量（交通手段別） |
| 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。 | 9.2.1 GDPに占める製造業付加価値の割合及び一人当たり製造業付加価値 |
| | 9.2.2 全労働者数に占める製造業労働者数の割合 |
| 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。 | 9.3.1 製造業の合計付加価値のうち小規模製造業の占める割合 |
| | 9.3.2 ローン又は与信枠が設定された小規模製造業の割合 |
| 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 | 9.4.1 付加価値の単位当たりのCO2排出量 |
| 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。 | 9.5.1 GDPに占める研究開発への支出 |
| | 9.5.2 100万人当たりの研究者（フルタイム相当） |
| 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。 | 9.a.1 インフラへの公的国際支援の総額（ODAその他公的フロー） |
| 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。 | 9.b.1 全付加価値における中位並びに先端テクノロジー産業の付加価値の割合 |
| 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。 | 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口の割合（技術別） |



国内および国家間の不平等を是正する

| ターゲット | インディケーター |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。 | 10.1.1 1人当たりの家計支出又は所得の成長率（人口の下位40%のもの、総人口のもの） |
| 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 | 10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障害者別） |
| 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。 | 10.3.1 過去12か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合 |
| 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 | 10.4.1 賃金及び社会保障給付から成るGDP労働分配率 |
| 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。 | 10.5.1 金融健全性指標 |
| 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。 | 10.6.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合 |
| 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。 | 10.7.1 従業者が移住先の国で稼いだ年間所得に占める、その従業者が移住先の国で仕事を探すに当たって（自ら）負担した費用の割合 |
| | 10.7.2 十分に管理された移住政策を実施している国の数 |
| 10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。 | 10.a.1 後発開発途上国や開発途上国からの輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目（タリフライン）の割合 |
| 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。 | 10.b.1 開発のためのリソースフローの総額（受援国及び援助国、フローの流れ（例：ODA、外国直接投資、その他）別） |
| 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。 | 10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト |



都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

| ターゲット | インディケーター |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 | 11.1.1 スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合 |
| 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 | 11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、障害者別） |
| 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 | 11.3.1 人口増加率と土地利用率の比率 11.3.2 定期的かつ民主的に運営されている都市計画及び管理に、市民社会が直接参加する仕組みがある都市の割合 |
| 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 | 11.4.1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額（公的部門、民間部門）（遺産のタイプ別（文化、自然、混合、世界遺産に登録されているもの）、政府レベル別（国、地域、地方、市）、支出タイプ別（営業費、投資）、民間資金のタイプ別（寄付、非営利部門、後援） |
| 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。 | 11.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数 11.5.2 災害によって起こった、グローバルなGDPに関連した直接的な経済損失、甚大なインフラ被害及び基本サービスの中絶の件数 |
| 11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 | 11.6.1 都市で生み出された固形廃棄物の総量のうち、定期的に収集され適切に最終処理されたものの割合（都市別） 11.6.2 都市部における微粒子物質（例：PM2.5やPM10）の年平均レベル（人口で加重平均したもの） |
| 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。 | 11.7.1 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均（性別、年齢、障害者別） 11.7.2 過去12か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別） |
| 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 | 11.a.1 人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市及び地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合（都市の規模別） |
| 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 | 11.b.1 仙台防災枠組2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数 11.b.2 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合 |
| 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。 | 11.c.1 現地の資材を用いた、持続可能で強靭（レジリエント）で資源効率的である建造物の建設及び改築に割り当てられた後発開発途上国への財政援助の割合 |



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

| ターゲット | インディケーター |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。 | 12.1.1 持続可能な消費と生産（SCP）に関する国家行動計画を持っている、又は国家政策に優先事項もしくはターゲットとしてSCPが組み込まれている国の数 |
| 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 | 12.2.1 マテリアルフットプリント（MF）、一人当たりMF及びGDP当たりのMF 12.2.2 国内材料消費（DMC）、一人当たりのDMC及びGDP当たりのDMC |
| 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 | 12.3.1 グローバル食品ロス指数（GFLI） |
| 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 | 12.4.1 有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供（報告）の義務を果たしている締約国の数 12.4.2 有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合（処理手法ごと） |
| 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 | 12.5.1 各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数 |
| 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。 | 12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数 |
| 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。 | 12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数 |
| 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 | 12.8.1 気候変動教育を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル |
| 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。 | 12.a.1 持続可能な消費、生産形態及び環境に配慮した技術のための研究開発に係る開発途上国への支援総計 |
| 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。 | 12.b.1 承認された評価監視ツールのある持続可能な観光戦略や政策、実施された行動計画の数 |
| 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。 | 12.c.1 GDP（生産及び消費）の単位当たり及び化石燃料の国家支出総額に占める化石燃料補助金 |



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

| ターゲット | インディケーター |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 | 13.1.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数 |
| | 13.1.2 仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数 |
| | 13.1.3 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合 |
| 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。 | 13.2.1 気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靱性や温室効果ガスの低排出型の発展を促進するための能力を増加させる統合的な政策/戦略/計画（国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む）の確立又は運用を報告している国の数 |
| 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。 | 13.3.1 緩和、適応、影響軽減及び早期警戒を、初等、中等及び高等教育のカリキュラムに組み込んでいる国の数 |
| | 13.3.2 適応、緩和及び技術移転を実施するための制度上、システム上、及び個人における能力構築の強化や開発行動を報告している国の数 |
| 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。 | 13.a.1 2020-2025年の間に1000億USドルコミットメントを実現するために必要となる1年当たりに投資される総USドル |
| 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 | 13.b.1 女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上させるメカニズムのために、専門的なサポートを受けている後発開発途上国や小島嶼開発途上国の数及び財政、技術、能力構築を含む支援総額 |



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

| ターゲット | インディケーター |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。 | 14.1.1 沿岸富栄養化指数 (ICEP)及び浮遊プラスチックごみの密度 |
| 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性 (レジリエンス) の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。 | 14.2.1 生態系を基盤として活用するアプローチにより管理された各国の排他的経済水域の割合 |
| 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。 | 14.3.1 承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度 (pH) の平均値 |
| 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。 | 14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合 |
| 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。 | 14.5.1 海域に関する保護領域の範囲 |
| 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関 (WTO) 漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。 | 14.6.1 IUU漁業 (Illegal (違法)・Unreported (無報告)・Unregulated (無規制))と対峙することを目的としている国際的な手段を実施することにおける各国の進捗状況 |
| 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。 | 14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国及び全ての国々のGDPに占める持続可能な漁業の割合 |
| 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。 | 14.a.1 総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当てられた研究予算額の割合 |
| 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。 | 14.b.1 小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法的/規制/政策/機関の枠組みの適応についての各国の進捗 |
| 14.c 「我々の求める未来」のpara158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS) に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。 | 14.c.1 海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために「海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS)」に反映されているとおり、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機能的枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数 |

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

| ターゲット | インディケーター |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 | 15.1.1 土地全体に対する森林の割合 15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合（生態系のタイプ別） |
| 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。 | 15.2.1 持続可能な森林管理における進捗 |
| 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。 | 15.3.1 土地全体のうち劣化した土地の割合 |
| 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。 | 15.4.1 山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲 15.4.2 山地グリーンカバー指数 |
| 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。 | 15.5.1 レッドリスト指数 |
| 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。 | 15.6.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための立法上、行政上及び政策上の枠組みを持つ国の数 |
| 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。 | 15.7.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合 |
| 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。 | 15.8.1 外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合 |
| 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。 | 15.9.1 生物多様性戦略計画2011-2020の愛知目標の目標2に従って設定された国内目標に対する進捗 |
| 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。 | 15.a.1 生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係るODA並びに公的支出 |
| 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。 | 15.b.1 生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係るODA並びに公的支出 |
| 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。 | 15.c.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合 |

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



| ターゲット | インディケーター |
|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 | 16.1.1 10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数（性別、年齢別） |
| | 16.1.2 10万人当たりの紛争関連の死者の数（性別、年齢、原因別） |
| | 16.1.3 過去12か月において(a) 身体的暴力、(b) 精神的暴力、(c)性的暴力を受けた人口の割合 |
| | 16.1.4 自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合 |
| 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。 | 16.2.1 過去 1 か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合 |
| | 16.2.2 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数（性別、年齢、搾取形態別） |
| | 16.2.3 18歳までに性的暴力を受けた18～29歳の若年女性及び男性の割合 |
| 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 | 16.3.1 過去12か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合 |
| | 16.3.2 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合 |
| 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。 | 16.4.1 内外の違法な資金フローの合計額（USドル） |
| | 16.4.2 国際的な要件に従い、所管当局によって、発見/押収された武器で、その違法な起源又は流れが追跡/立証されているものの割合 |
| 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。 | 16.5.1 過去12か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった人の割合 |
| | 16.5.2 過去12か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった企業の割合 |
| 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 | 16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出（部門別、（予算別又は類似の分類別）） |
| | 16.6.2 最近公的サービスを使用し満足した人の割合 |
| 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。 | 16.7.1 国全体における分布と比較した、公的機関（国及び地方議会、公共サービス並びに司法）における役職の割合（性別、年齢別、障害者別、人口グループ別） |
| | 16.7.2 意思決定が包括的かつ反映されるものであると考えている人の割合（性別、年齢、障害者、人口グループ別） |
| 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。 | 16.8.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合 |
| 16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。 | 16.9.1 行政機関に出生登録された5歳以下の子供の数（年齢別） |

(次ページへ続く)



持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

| ターゲット | インディケーター |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。 | 16.10.1 過去12か月間にジャーナリスト、メディア関係者、労働組合員及び人権活動家の殺害、誘拐、強制失踪、恣意的拘留及び拷問について立証された事例の数 |
| | 16.10.2 情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数 |
| 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。 | 16.a.1 パリ原則に準拠した独立した国立人権機関の存在の有無 |
| 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。 | 16.b.1 過去12か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合 |

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

| ターゲット | インディケーター |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 資金/Finance 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。 | 17.1.1 GDPに占める政府歳入合計の割合（収入源別） 17.1.2 国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合 |
| 17.2 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。 | 17.2.1 OECD/DACによる寄与のGNIに占める純ODA総額及び後発開発途上国を対象にした額 |
| 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。 | 17.3.1 海外直接投資（FDI）、ODA及び南南協力の国内総予算に占める割合 17.3.2 GDP総額に占める送金額(USドル) |
| 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。 | 17.4.1 財及びサービスの輸出額に占める債務額 |
| 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。 | 17.5.1 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施している国の数 |
| 技術/Technology 17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。 | 17.6.1 各国間における科学技術協力協定及び計画の数（協力形態別） 17.6.2 100人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数（回線速度別） |
| 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。 | 17.7.1 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散の促進を目的とした開発途上国のための承認された基金の総額 |
| 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。 | 17.8.1 インターネットを使用している個人の割合 |

（次ページへ続く）

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する





| ターゲット | インディケーター |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>能力構築 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。</p> | 17.9.1 開発途上国にコミットした財政支援額及び技術支援額（南北、南南及び三角協力を含む）（ドル） |
| <p>貿易 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。</p> | 17.10.1 世界中で加重された関税額の平均 |
| <p>17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。</p> | 17.11.1 世界の輸出額シェアに占める開発途上国と後発開発途上国の割合 |
| <p>17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。</p> | 17.12.1 開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国が直面している関税の平均 |
| <p>体制面/政策・制度的整合性 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。</p> | 17.13.1 マクロ経済ダッシュボード |
| <p>17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。</p> | 17.14.1 持続可能な開発の政策の一貫性を強化するためのメカニズムがある国の数 |
| <p>17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。</p> | 17.15.1 開発協力提供者ごとの、その国の持つ結果枠組み及び計画ツールの利用範囲 |
| <p>マルチステークホルダー・パートナーシップ/ 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。</p> | 17.16.1 持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国の数 |
| <p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p> | 17.17.1 (a)官民パートナーシップにコミットしたUSドルの総額 (b)市民社会パートナーシップにコミットしたUSドルの総額 |
| <p>データ、モニタリング、説明責任 17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。</p> | 17.18.1 公的統計の基本原則に従い、ターゲットに関する場合に、各国レベルで完全に詳細集計されて作成されたSDG指標の割合 17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数 17.18.3 十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持つ国の数（資金源別） |
| <p>17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。</p> | 17.19.1 開発途上国における統計能力の強化のために利用可能となった資源のドル額 17.19.2 a)少なくとも過去10年に人口・住宅センサスを実施した国の割合 b)出生届が100%登録され、死亡届が80%登録された国の割合 |

【ビジョン】「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」


【実施原則】 ①普遍性, ②包摂性, ③参画型, ④統合性, ⑤透明性と説明責任

【フォローアップ】 2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。



【8つの優先課題と具体的施策】

 ①あらゆる人々の活躍の推進 



■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策
■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実

②健康・長寿の達成 



■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、
公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応

 ③成長市場の創出, 地域活性化,
科学技術イノベーション 



■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上
■科学技術イノベーション ■持続可能な都市

 ④持続可能で強靱な国土と
質の高いインフラの整備 


■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組
■質の高いインフラ投資の推進

 ⑤省・再生可能エネルギー,
気候変動対策, 循環型社会 


■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進
■気候変動対策 ■循環型社会の構築

 ⑥生物多様性, 森林, 海洋等の
環境の保全 

■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・
海洋・陸上資源

⑦平和と安全・安心社会の実現 

■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進
■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進

⑧SDGs実施推進の体制と手段 

■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの
主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

| 施策 | 指標概要 |
|------------|------------------------------------------------------------------|
| 子供の貧困対策の推進 | 「子供の貧困対策に関する大綱」に定められた指標 |
| 国土強靱化の推進 | ①「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」で設定されたKPI ②国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数 |



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

| 施策 | 指標概要 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産業の成長産業化 | ①担い手に利用される農地面積の割合 ②法人経営体数 ③40代以下の農業従事者数 ④自動走行トラクターの遠隔監視による無人走行 ⑤6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模 国産材の供給量 漁業・養殖業における1経営体当たりの生産額 |
| 農山漁村の振興 | ①地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理への参加者 ②中山間地域等の農用地面積の減少防止 都市と農山漁村の交流人口 世界農業遺産及び日本農業遺産の認定地域数 |
| 農業生産基盤の整備 | ①基盤整備着手地区における生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物が相当程度の地区の割合 ②畑の区画整理・排水改良の着手面積 ③畑地かんがい施設の整備着手面積 ④水田の汎用化整備の着手面積 更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 |
| 農林水産業における気候変動対策 | ①我が国の温室効果ガスの排出量 ②農林水産分野における気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県の数 |
| 農林水産業における生物多様性の保全 | 農研機構遺伝資源センターにおける遺伝資源保存数 |

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

| 施策 | 指標概要 |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 肝炎総合対策の推進 感染症対策に資する研究開発の推進 | 10万人当たりのB型肝炎ウイルス感染者数 ①感染症病原体の疫学研究、及び得られた病原体（インフルエンザ・ Dengue熱・下痢症感染症・薬剤耐性菌等）の治療薬、迅速診断法の研究開発等の推進 ②「顧みられない熱帯病（NTDs）」に係る研究開発の推進 |
| 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの推進 がん対策の推進 健康づくり・生活習慣病対策の推進 | アクションプランの成果指標 心臓血管病、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡数 ①生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者割合の減少 ②成人の喫煙率の減少 |
| 交通安全対策の推進 | ①年間の24時間交通事故死者数 ②年間の交通事故死傷者数 |
| 学物質対策 | ①環境基準等の達成率 ②環境調査・モニタリングの実施状況 ③POPs等、長期モニタリング物質の濃度傾向 ④PRTR対象物質の排出量及び移動量 ⑤化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価の実施状況 |
| 大気汚染対策 一億総活躍社会の実現：安心につながる社会保障 | 環境基準等の達成率 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 障害者基本計画（第3次）に規定する施策の推進 | 障害者基本計画関連成果目標の達成状況 |
| 国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画の推進 一億総活躍社会の実現：安心につながる社会保障 | 本計画に基づく施策毎の成果目標の達成状況 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 健康づくり・生活習慣病対策の推進 | ①生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者割合の減少 ②成人の喫煙率の減少 |
| 感染症対策に資する研究開発の推進 | ①感染症病原体の疫学研究、及び得られた病原体（インフルエンザ・ Dengue熱・下痢症感染症・薬剤耐性菌等）の治療薬、迅速診断法の研究開発等の推進 ②「顧みられない熱帯病（NTDs）」に係る研究開発の推進 |
| 子供の不慮の事故を防止するための取組 | ①子ども安全メール登録件数 ②子ども安全メール配信回数 |





すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

| 施策 | 指標概要 |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初等中等教育の充実 | ①後期中等教育卒業率 ②国際的な学力調査における習熟度レベルの下位層の減少 ③児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善 |
| 幼児教育の充実 | ①幼稚園等の就園率 ②保育料が無償である子どもの割合 |
| 高等教育の充実 | ①高等教育段階への進学率 ②各大学において、パートタイム形式によって大学教育を受ける機会を広く認める制度や、社会人等の学修の機会を拡充するための制度の普及 ③大学・短期大学、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善 ④奨学金の希望及び受給の状況 |
| キャリア教育・職業教育の充実 | ①中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善 ②大学・短期大学、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善 |
| 障害者の職業訓練 | ①障害者職業能力開発校の修了者における就職率 ②障害者委託訓練修了者における就職率 |
| 特別なニーズに対応した教育の推進や男女共同参画を推進する教育・学習の機会の提供 | ①幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率 ②高等教育機関に在籍する障害のある学生の数 |
| E S D（持続可能な開発のための教育）・環境教育の推進 | E S D（持続可能な開発のための教育）・環境教育の着実な実施 |
| 農山漁村の振興 | ①地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理への参加者 ②中山間地域等の農用地面積の減少防止 都市と農山漁村の交流人口 世界農業遺産及び日本農業遺産の認定地域数 |
| 一億総活躍社会の実現：夢をつむぐ子育て支援 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 障害者基本計画（第3次）に規定する施策の推進 | 障害者基本計画関連成果目標の達成状況 |
| 外国人留学生の受入 | 留学生30万人計画の実現 |



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

| 施策 | 指標概要 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 人身取引対策の推進 | 「人身取引対策行動計画2014」に記載された各施策の進捗状況 |
| 児童の性的搾取等に係る対策の推進 | ①児童の性的搾取等に係る対策に関する基本計画の策定等による関係府省庁等との連携状況 ②情報交換等による外国関係機関等との連携状況 |
| 一億総活躍社会の実現：夢をつむぐ子育て支援 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 女性活躍、男女共同参画の推進 | 「第4次男女共同参画基本計画」の状況 12の重点分野と推進体制の整備・強化における71の成果目標の達成 |



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

| 施策 | 指標概要 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水資源開発施設の建設・維持管理による安定的な水資源の供給 | 水需要に対し、近年の降雨状況等による流況の変化を踏まえた上で、地域の事情に即して安定的な水の利用を可能にする。 |
| 汚水処理の普及促進 | 汚水処理人口普及率 |
| 化学物質対策 | ①環境基準等の達成率 ②環境調査・モニタリングの実施状況 ③POPs等、長期モニタリング物質の濃度傾向 ④PRTR対象物質の排出量及び移動量 ⑤化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価の実施状況 |
| 健全な水循環の構築に向けた取組の推進 | 水循環に関する施策の効果に関する評価 |

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



| 施策 | 指標概要 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| エネルギー科学技術に関する研究開発の推進 | 創・蓄・省エネルギー等に係る革新的な技術の研究開発を推進 |
| 再生可能エネルギーの導入促進 | ①2030年に再生可能エネルギーの導入量を22～24%とする。 ②2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する。 |
| 農山漁村の振興のための再生可能エネルギー活用の推進 | 再生可能エネルギー発電のメリット を活用して地域の農林水産業の発展を図る取組の件数 |
| エネルギー科学技術に関する研究開発の推進 | 創・蓄・省エネルギー等に係る革新的な技術の研究開発を推進 |
| 徹底した省エネルギーの推進 | ①エネルギー消費効率（最終エネルギー消費量／実質GDP） ②2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する。 |



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

| 施策 | 指標概要 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農林水産業の成長産業化 | ①担い手に利用される農地面積の割合 ②法人経営体数 ③40代以下の農業従事者数 ④自動走行トラクターの遠隔監視による無人走行 ⑤6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模 国産材の供給量、漁業・養殖業における1経営体当たりの生産額 |
| 東日本大震災からの復興 | ①2020年の東北6県の外国人宿泊数を150万人泊にする ②「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」 |
| 総合物流施策大綱の推進 | 「総合物流施策大綱」に基づくフォローアップ状況 |
| 開業率・廃業率10%の達成 | ①開業率・廃業率の数値 ②「起業活動指数」における数値目標 |
| 若年者雇用対策の推進 | 若年層（25-34歳）の不本意非正規割合 |
| 長時間労働の是正 | 週労働時間49時間以上の労働者割合 |
| 障害者雇用の推進 | 民間企業における障害者の実雇用率 |
| 一億総活躍社会の実現：働き方改革 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 人身取引対策の推進 | 「人身取引対策行動計画2014」に記載された各施策の進捗状況 |
| 児童の性的搾取等に係る対策の推進 | ①児童の性的搾取等に係る対策に関する基本計画の策定等による関係府省庁等との連携状況 ②情報交換等による外国関係機関等との連携状況 |
| 労働災害防止対策の推進 | ①労働災害による死亡者の数、②労働災害による死傷者（休業4日以上）の数 |
| 農山漁村の振興 | ①地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理への参加者 ②中山間地域等の農用地面積の減少防止 都市と農山漁村の交流人口、世界農業遺産及び日本農業遺産の認定地域数 |
| 「明日の日本を支える観光ビジョン」の推進 | ①訪日外国人旅行者数、②訪日外国人旅行消費額等 |
| 一億総活躍社会の実現：夢をつむぐ子育て支援 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 一億総活躍社会の実現：安心につながる社会保障 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 障害者基本計画（第3次）に規定する施策の推進 | 障害者基本計画関連成果目標の達成状況 |
| 一億総活躍社会の実現：安心につながる社会保障 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| i-Constructionの推進 （建設現場の生産性向上） | ①建設生産プロセスにおいて活用する3次元データのデータ利活用方針の策定、データ様式の標準化実施状況 ②最先端技術を反映した制度・基準の整備・運用、データ活用や人材育成策など、具体的方針策定状況 |
| 希望を生み出す強い経済 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定 | ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定の進捗状況 |



レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

| 施策 | 指標概要 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国土強靱化の推進 | ①「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」で設定されたKPI ②国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数 |
| 農業生産基盤の整備 | ①基盤整備着手地区における生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物が相当程度の地区の割合 ②畑の区画整理・排水改良の着手面積 ③畑地かんがい施設の整備着手面積 ④水田の汎用化整備の着手面積 更新等が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合 |
| 農山漁村の振興のための再生可能エネルギー活用の推進 | 再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組の件数 |
| 科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・確保 | グローバル指標（9.5.2）100万人当たりの研究者 |
| 農林水産業の成長産業化 | ①担い手に利用される農地面積の割合 ②法人経営体数 ③40代以下の農業従事者数 ④自動走行トラクターの遠隔監視による無人走行 ⑤6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模 国産材の供給量、漁業・養殖業における1経営体当たりの生産額 |
| i-Constructionの推進 （建設現場の生産性向上） | ①建設生産プロセスにおいて活用する3次元データのデータ利活用方針の策定、データ様式の標準化実施状況 ②最先端技術を反映した制度・基準の整備・運用、データ活用や人材育成策など、具体的方針策定状況 |
| 希望を生み出す強い経済 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 社会資本整備重点計画の推進 | 「第4次社会資本整備重点計画」に基づくフォローアップ状況 |

10 人や国の不平等をなくそう



国内および国家間の不平等を是正する

| 施策 | 指標概要 |
|------------------------|------------------------|
| 「心のバリアフリー」の推進 | 法務省の人権擁護機関が行う人権啓発活動の実績 |
| 一億総活躍社会の実現：夢をつむぐ子育て支援 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 一億総活躍社会の実現：安心につながる社会保障 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 障害者基本計画（第3次）に規定する施策の推進 | 障害者基本計画関連成果目標の達成状況 |
| 一億総活躍社会の実現：安心につながる社会保障 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |

11 住み続けられるまちづくりを



都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

| 施策 | 指標概要 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住生活基本計画（全国計画）の推進 | 「住生活基本計画（全国計画）」に基づくフォローアップ状況 |
| 公共交通機関のバリアフリー化の推進 | 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくフォローアップ状況 |
| 「コンパクト＋ネットワーク」の推進 | ①立地適正化計画を作成する市町村数 ②地域公共交通再編実施計画認定総数 |
| 国土強靱化の推進 | ①「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」で設定されたKPI ②国土強靱化地域計画の策定及び検討着手団体数 |
| 東日本大震災からの復興 | ①2020年の東北6県の外国人宿泊数を150万人泊にする ②「公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況」 |
| 障害者基本計画（第3次）に規定する施策の推進 | 障害者基本計画関連成果目標の達成状況 |
| 希望を生み出す強い経済 | 「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた指標 |
| 「環境未来都市」構想の推進 | 「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを年1回開催する。 |
| 農山漁村の振興 | ①地域共同活動による農地・農業用水等の保安全管理への参加者 ②中山間地域等の農用地面積の減少防止 都市と農山漁村の交流人口、世界農業遺産及び日本農業遺産の認定地域数 |



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

| 施策 | 指標概要 |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食品ロス削減・食品リサイクルの促進 | ①SDGs小目標12.3に対応する新たな指標（関係省庁と今後検討） ②業種別の再生利用等実施率 ③国産原料由来のエコフィードの生産量目標 消費者意識基本調査による「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」 |
| 省エネルギー型資源循環システムの構築支援 循環型社会の構築 | 資源リサイクルの効率化・高度化を図る実証事業の件数 ①資源生産性（=GDP/天然資源投入量） ②循環利用率（=循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量)） ③一人一日当たりのごみ排出量 ④一般廃棄物のリサイクル率 |
| 消費者基本計画の推進 化学物質対策 | 「消費者基本計画工程表」フォローアップ状況 ①環境基準等の達成率 ②環境調査・モニタリングの実施状況 ③POPs等、長期モニタリング物質の濃度傾向 ④PRTR対象物質の排出量及び移動量 ⑤化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価の実施状況 |
| E S G 投資の促進等による環境に配慮した事業活動の推進 | 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数 |
| グリーン購入の促進 | 国等の特定調達物品等の調達率 |
| 消費者教育における消費者市民社会の理念等の普及 | 消費者市民社会の理念の普及パンフレットの作成・配布・活用状況 |
| 倫理的消費の普及啓発 | 倫理的（エシカル）消費の認知度 |
| 国土交通省環境行動計画の推進 | 「国土交通省環境行動計画」に基づくフォローアップ状況 |



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

| 施策 | 指標概要 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国土強靱化の推進 | 気候変動メカニズムの解明、気候変動予測モデルの高度化、適応策策定に資する気候変動影響評価等に関する研究開発及び地球観測データの利活用を推進 |
| 総合物流施策大綱の推進 気候変動対策の推進 | 「総合物流施策大綱」に基づくフォローアップ状況 2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する。 気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数 |
| 農林水産業における気候変動対策 | ①我が国の温室効果ガスの排出量 ②農林水産分野における気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県の数 |
| 再生可能エネルギーの導入促進 | ①2030年に再生可能エネルギーの導入量を22～24%とする。 ②2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する。 |
| 徹底した省エネルギーの推進 | ①エネルギー消費効率（最終エネルギー消費量／実質GDP） ②2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する。 |
| 国土交通省環境行動計画の推進 | 「国土交通省環境行動計画」に基づくフォローアップ状況 |



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

| 施策 | 指標概要 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 海洋ごみ・海洋汚染対策 | ①海洋汚染等防止法の適切な執行：陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万トン） ②閉鎖性海域における汚濁負荷量の総量削減：閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん） |
| 海洋科学技術に関する研究開発及び海洋調査の推進 | Ecosystem-based approachesの推進や海洋酸性化を把握するための海洋観測網の充実（アルゴフロートや船舶観測等による鉛直プロファイリング数） |
| 水産資源の持続的利用の推進 | ①我が国周辺水域の資源水準の状況 ②藻場・干潟の保全・創造面積 ③資源管理計画数 ④多国間漁業協定数 |
| 生物多様性の保全 | ①陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所の割合（保護地域、生態系のタイプ別） ②海域に関する保護領域の範囲 ③利益の公正かつ衡平な配分を保証するための法的、行政的及び政策的枠組みを持つ国の数 ④環境省レッドリストに基づく種の絶滅危険度の傾向を表す数値。 |
| 国土交通省環境行動計画の推進 | 「国土交通省環境行動計画」に基づくフォローアップ状況 |

2. 政府のSDGs実施指針

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



| 施策 | 指標概要 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生物多様性の保全 | ①陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所の割合（保護地域、生態系のタイプ別） ②海域に関する保護領域の範囲、③利益の公正かつ衡平な配分を保證するための法的、行政的及び政策的枠組みを持つ国の数 ④環境省レッドリストに基づく種の絶滅危険度の傾向を表す数値。 |
| 農林水産業における気候変動対策 | ①我が国の温室効果ガスの排出量、②農林水産分野における気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県の数 |
| 持続可能な森林経営の推進 | グローバル指標（15.2.1）持続可能な森林管理における進捗 ①森林面積、②森林蓄積、③法的に保護されている森林面積、④森林における施業実施のための具体的な計画が策定されている面積 |

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



| 施策 | 指標概要 |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童虐待防止対策の推進 | 児童虐待による死亡数 |
| 人身取引対策の推進 | 「人身取引対策行動計画2014」に記載された各施策の進捗状況 |
| 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）（2020年日本開催）の実施及び政治宣言のフォローアップ | ①コンGRESへの出席者数、②コンGRESに関する広報活動実績、③政治宣言の内容に即した活動実績 |
| 総合法律支援の充実 | ①同センターが行った情報提供件数、②民事法律扶助業務等につき、同センターと契約している弁護士数 |
| 組織犯罪対策の推進 | ①特定事業者による疑わしい取引の届出等の確実な履行に資する関係行政庁や業界団体との連携状況 ②税関、海上保安庁等関係機関との連携の緊密化等の取組による、暴力団からの拳銃の摘発・押収を重点とした取締りの推進状況 |
| 障害者基本計画（第3次）に規定する施策の推進 | 障害者基本計画関連成果目標の達成状況 |

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる



| 施策 | 指標概要 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 市民社会、民間企業等のSDGs実施への更なる参画 | 円卓会議の開催回数 |
| 日本ユネスコ国内委員会持続可能な開発目標（SDGs）推進特別分科会の設置・開催 | 日本ユネスコ国内委員会持続可能な開発目標（SDGs）推進特別分科会の開催回数 |
| 環境側面に関するステークホルダーズ・ミーティングの開催 | ステークホルダーズ・ミーティング会合の開催回数 |

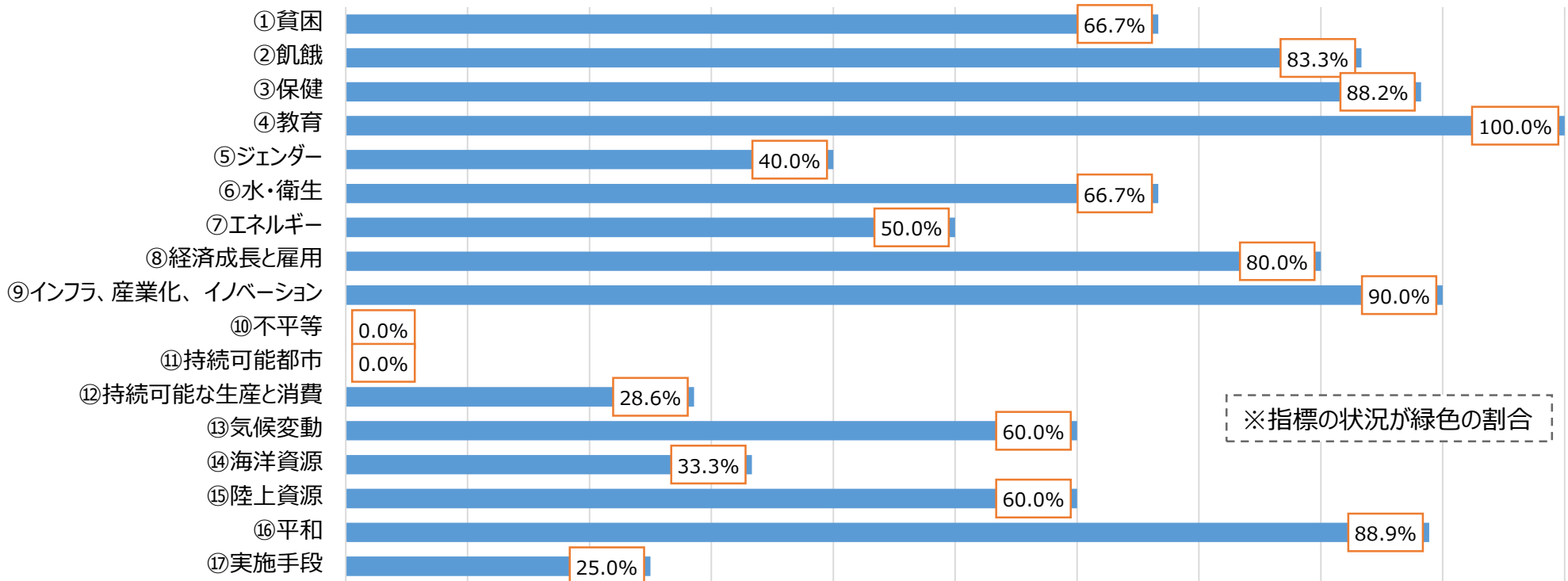
「国連持続可能な開発ソリューション・ネットワーク(SDSN)」と「ベルテルスマン財団」(ドイツ)が、各国のSDGs達成度を調査し毎年公表。各ゴール毎に国内の取組状況を整理し、順位づけのうえ公表。

「SDGインデックス&ダッシュボードレポート2018」(SDSN他)

- 緑：2030達成に向けて順調に進んでいる指標
- 黄：50%以上で改善しているものの、2030年の達成が困難な指標
- 橙：改善割合が50%以下で、2030年の達成が困難な指標
- 赤：状態が悪化している指標



◆2019年時点の日本の現状 (指標別)



※指標の状況が緑色の割合



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

| 指標概要 | 日本の現状 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Poverty headcount ratio at \$1.90/day (% population) 0.5 1人当たり1.90ドルの貧困者比率 (%人口) | 緑 |
| Projected poverty headcount ratio at \$1.90/day in 2030 (% population) 0.5 2030年における1日当たり1.90ドルの貧困者比率の予測 (人口比) | 緑 |
| Poverty rate after taxes and transfers, poverty line 50% (% population) 16.1 課税・所得移転後の貧困率、貧困線50% (%人口) | 赤 |



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Prevalence of undernourishment (% population) 2.5 栄養不足の有病率 (人口比) | 緑 |
| Prevalence of stunting (low height-for-age) in children under 5 years of age (%) 7.1 5歳未満の子供の成長阻害 (低身長) の罹患率 (%) | 緑 |
| Prevalence of wasting in children under 5 years of age (%) 2.3 緑 5歳未満の子供の無駄遣いの割合 (%) | 緑 |
| Cereal yield (t/ha) 5.0 穀物収穫量 (t / ha) | 緑 |
| Prevalence of obesity, BMI \geq 30 (% adult population) 4.3 肥満の罹患率、BMI \geq 30 (成人の人口パーセント) | 緑 |
| Sustainable Nitrogen Management Index 0.7 持続可能な窒素管理指数 | 赤 |



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Maternal mortality rate (per 100,000 live births) 5.0 妊産婦死亡率 (出生10万人当たり) | 緑 |
| Births attended by skilled health personnel (%) 99.8 熟練した医療従事者の同席の出産 (%) | 緑 |
| Mortality rate, under-5 (per 1,000 live births) 2.7 5歳未満の死亡率 (1,000の出生あたり) | 緑 |
| Neonatal mortality rate (per 1,000 live births) 0.9 新生児死亡率 (出生1,000人あたり) | 緑 |
| HIV prevalence (per 1,000) 0.0 HIV陽性率 (1,000人あたり) | 緑 |
| Incidence of tuberculosis (per 100,000 population) 16.0 結核の発生率 (人口10万人当たり) | 黄 |
| Age-standardised death rate due to cardiovascular disease, cancer, diabetes, and chronic respiratory disease in populations age 30-70 years(per 100,000 population)8.8 心血管疾患、がんによる年齢別死亡率糖尿病、および30~70歳の人口における慢性呼吸器疾患 (人口10万人当たり) | 緑 |
| Traffic deaths rate (per 100,000 population) 4.7 交通死亡率 (人口10万人当たり) | 緑 |
| Adolescent fertility rate (births per 1,000 women ages 15-19) 4.2 思春期の出生率 (15~19歳の女性1,000人当たりの出生) | 緑 |
| Universal Health Coverage Tracer Index (0-100) 83.3 ユニバーサルヘルスカバレッジトレーサーインデックス (0~100) | 緑 |
| Age-standardised death rate attributable to household air pollution and ambient air pollution (per 100,000 population) 8.7 家庭の大気汚染および年齢に起因する年齢別死亡率大気汚染 (人口10万人当たり) | 緑 |
| Daily smokers (% population age 15+) 18.2 日常喫煙者 (15歳以上の人口の割合) | 緑 |
| Healthy Life Expectancy at birth (years) 83.7 緑 出生時の健康寿命 (年) | 緑 |
| Surviving infants who received 2 WHO-recommended vaccines (%) 96.0 2つのWHO推奨ワクチンを受けた乳児の生存 (%) | 緑 |
| Subjective Wellbeing (average ladder score, 0-10) 5.9 主観的幸福感 (平均ラダースコア、0~10) | 黄 |
| Gap in life expectancy at birth among regions (years) 0.9 地域間の出生時平均余命のギャップ (年) | 緑 |
| Gap in self-reported health by income (0-100) 11.4 緑 収入による自己申告による健康度の差 (0~100) | 緑 |



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Net primary enrolment rate (%) 98.8 純就学率 (%) | 緑 |
| Mean years of schooling 12.5 平均就学年数 | 緑 |
| Population age 25-64 with tertiary education (%) 50.5 高等教育を受けた25～64歳の人口 (%) | 緑 |
| Literacy rate of 15-24 year olds, both sexes (%) 15～24歳の識字率、男女 (%) | NA |
| PISA score (0-600) 528.7 PISAスコア (0-600) | 緑 |
| Variation in science performance explained by students' socio-economic status (%) 10.1 学生の社会経済学によって説明される科学パフォーマンスの変動状態 (%) | 緑 |
| Students performing below level 2 in science (%) 9.6 理科におけるレベル2以下のパフォーマンス (%) | 緑 |
| Resilient students (%) 48.8 弾力性のある学生 (%) | 緑 |



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

| 指標概要 | 日本の現状 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Gender wage gap (total, % male median wage) 25.7 男女賃金格差 (合計、男女平均中央値賃金) | 赤 |
| Female to male labour force participation rate (%) 71.6 女性から男性の労働力参加率 (%) | 緑 |
| Seats held by women in national parliaments (%) 9.3 国会で女性が保有する議席 (%) | 赤 |
| Unmet demand for contraception, estimated (% women married or in union, ages 15-49) 28.8 避妊薬の需要が満たされない割合 (推定値) (15～49歳) | 黄 |
| Female to male mean years of schooling, population age 25 + (%) 101.6 女性から男性の平均学歴、年齢25歳+ (%) | 緑 |



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| High-income countries: population using safely managed water services (%) 97.2 高所得国：安全に管理された水道サービスを使用している人口 (%) | 緑 |
| High-income countries: population using safely managed sanitation services (%) 99.8 高所得国：安全に管理された衛生サービスを利用している人口 (%) | 緑 |
| Freshwater withdrawal as % total renewable water resources 28.5 淡水取水量 (再生可能水資源の合計としての%) | 黄 |
| Imported groundwater depletion (m ³ /year/capita) 6.7 輸入地下水枯渇量 (m ³ /年/人) | 黄 |



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Access to electricity (% population) 100.0 電気へのアクセス (人口比) | 緑 |
| Access to clean fuels & technology for cooking (% population) 100.0 きれいな燃料と調理のための技術へのアクセス (人口比) | 緑 |
| Share of renewable energy in total final energy consumption (%) 6.3 最終エネルギー総消費量に占める再生可能エネルギーの割合 (%) | 赤 |
| CO ₂ emissions from fuel combustion / electricity output (MtCO ₂ /TWh) 1.2 燃料の燃焼/発電によるCO ₂ 排出量 (MtCO ₂ / TWh) | 黄 |



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Adjusted Growth (%) -0.1 調整後成長率 (%) | 黄 |
| Employment-to-Population ratio (%) 75.3 雇用対人口比 (%) | 緑 |
| Youth not in employment, education or training (NEET) (%) 9.8 未就職、教育、または訓練を受けていない若者 (NEET) (%) | 緑 |
| Slavery score (0-100) 80.0 奴隷制度スコア (0-100) | 緑 |
| Adults (15 years +) with an account at a bank or other financial institution or with a mobile-money-service provider (%) 98. 銀行または他の金融機関の口座を持つ大人 (15歳以上) または携帯マネーサービスプロバイダ (%) との併用 | 緑 |



レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

| 指標概要 | 日本の現状 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Quality of overall infrastructure (1= extremely underdeveloped; 7= extensive and efficient by international standards) 6.2 全体的なインフラストラクチャの品質 (1 =非常に未発達。7 =国際規格で広範囲かつ効率的) | 緑 |
| Logistics performance index: Quality of trade and transport-related infrastructure (1=low to 5=high) 4.1 物流実績指数：貿易品質および輸送関連インフラストラクチャ (1 =低～5 =高) | 緑 |
| The Times Higher Education Universities Ranking, Average score of top 3 universities (0-100) 62.4 タイムズ高等教育大学ランキング、トップ3の平均スコア大学 (0～100) 62.4 | 緑 |
| Number of scientific and technical journal articles (per 1,000 population) 0.8 科学技術雑誌の記事数 (人口1000人当たり) 0.8 | 緑 |
| Research and development expenditure (% GDP) 3.3 研究開発費 (GDP比) | 緑 |
| Research and development researchers (per 1,000 employed) 10.0 研究開発研究者 (1000人当たり) | 緑 |
| Triadic patent families filed (per million population) 136.2 トライアドパテントファミリーは (人口100万人あたり) | 緑 |
| Women in science and engineering (%) 科学と工学の女性 (%) | 緑 |
| Proportion of the population using the internet (%) 93.2 インターネットを使用した人口の割合 (%) | 緑 |
| Mobile broadband subscriptions (per 100 inhabitants) 131.1 モバイルブロードバンド契約 (住民100人当たり) | 緑 |
| Gap in internet access by income (%) 42.9 収入によるインターネットアクセスの差 (%) | 橙 |

10 人や国の不平等をなくそう



国内および国家間の不平等を是正する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Gini Coefficient adjusted for top income (1-100) 35.7 ジニ係数は最高収入（1-100）に調整されている | 橙 |
| Palma ratio 1.3 パルマ比1.3 | 橙 |
| Elderly Poverty Rate (%) 19.0 高齢者の貧困率（%）19.0 | 橙 |

11 住み続けられるまちづくりを



都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

| 指標概要 | 日本の現状 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Rent overburden rate (%) 16.0 家賃超過税率（%） | 橙 |
| Satisfaction with public transport (%) 56.0 公共交通機関の満足度（%） | 橙 |
| Annual mean concentration of particulate matter of less than 2.5 microns of diameter (PM2.5) in urban areas (µg/m ³) 13.3 2.5ミクロン未満の粒子状物質の年間平均濃度都市部における直径（PM 2.5）の値（µg/ m ³ ） | 黄 |
| Improved water source, piped (% urban population with access) NA 水源の改善、パイプ接続（アクセスがある都市人口の割合） | NA |

12 つくも責任
つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Reactive nitrogen production footprint (kg/capita) 36.4 反応性窒素製造のフットプリント (kg /人) | 橙 |
| E-waste generated (kg/capita) 17.3 電子廃棄物の発生量 (kg /人) | 赤 |
| Anthropogenic wastewater that receives treatment (%) 57.8 処理を受ける人為的排水 (%) | 緑 |
| Production-based SO ₂ emissions (kg/capita) 6.9 緑 生産ベースのSO ₂ 排出量 (kg /人) | 緑 |
| Net imported SO ₂ emissions (kg/capita) 12.1 純輸入SO ₂ 排出量 (kg /人) | 橙 |
| Net imported emissions of reactive nitrogen (kg/capita) 259.9 活性窒素の純輸入排出量 (kg /人) | 赤 |
| Non-Recycled Municipal Solid Waste (MSW in kg/person/day) 1.4 リサイクルされていない都市ごみ (MSW kg /人/日) | 橙 |

13 気候変動に
具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

| 指標概要 | 日本の現状 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Energy-related CO ₂ emissions per capita (tCO ₂ /capita) 9.5 1人当たりのエネルギー関連CO ₂ 排出量 (tCO ₂ /人) | 赤 |
| Imported CO ₂ emissions, technology-adjusted (tCO ₂ /capita) -1.1 輸入CO ₂ 排出量、技術調整済み (tCO ₂ /人) | 緑 |
| Climate Change Vulnerability Monitor (best 0-1 worst) 0.1 気候変動の脆弱性モニター (最善0-1最悪) | 緑 |
| CO ₂ emissions embodied in fossil fuel exports (kg/capita) 0.4 化石燃料輸出に含まれるCO ₂ 排出量 (kg /人) | 緑 |
| Effective Carbon Rate from all non-road energy, excluding emissions from biomass (€/tCO ₂) 7.8 バイオマスからの排出を除く、すべての非道路エネルギーからの実効炭素率 (€/ tCO ₂) | 赤 |



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Ocean Health Index Goal-Clean Waters (0-100) 62.2 海洋衛生指標の目標 - きれいな水 (0-100) | 橙 |
| Ocean Health Index Goal-Fisheries (0-100) 57.5 海洋健康指標の目標 - 漁業 (0 - 100) | 赤 |
| Ocean Health Index Goal-Biodiversity (0-100) 93.0 緑 海洋健康指数の目標 - 生物多様性 (0~100) | 緑 |
| Fish Stocks overexploited or collapsed by EEZ (%) 72.5 漁獲量がEEZ (%) | 赤 |
| Fish caught by trawling (%) 24.2 トロール漁獲された魚 (%) | 黄 |
| Mean area that is protected in marine sites important to biodiversity (%) 79.3 生物多様性にとって重要な海洋地域で保護されている平均面積 (%) | 緑 |



陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

| 指標概要 | 日本の現状 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Mean area that is protected in terrestrial sites important to biodiversity (%) 68.5 生物多様性にとって重要な陸上サイトで保護されている平均面積 (%) | 緑 |
| Mean area that is protected in freshwater sites important to biodiversity (%) 67.0 淡水地域で保護されている生物多様性にとって重要な平均面積 (%) | 緑 |
| •Annual change in forest area (%) 2.1 森林面積の年変化 (%) | 緑 |
| •Red List Index of species survival (0-1) 0.8 レッドリスト種の生存指数 (0~1) | 赤 |
| •Imported biodiversity threats (threats per million population) 7.9 輸入された生物多様性の脅威 (人口100万人当たりの脅威) | 黄 |

16

平和と公正を
すべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| Homicides (per 100,000 population) 0.3 殺人 (人口10万人当たり) | 緑 |
| Population who feel safe walking alone at night in city or area where they live (%) 74.0 彼らが住んでいる市や地域で夜間に一人で安全に歩いていると感じている人口 (%) | 黄 |
| Children 5-14 years old involved in child labour (%) 0.0 緑 児童労働に関わっている5~14歳の子供 (%) | 緑 |
| Prison population (per 100,000 population) 47.7 刑務所人口 (人口10万人当たり) | 緑 |
| Transfers of major conventional weapons (exports)(constant 1990 US\$ million per 100,000 population) 来の主な武器の譲渡 (輸出) (人口10万人毎の1990年のUSドル百万ドル) 0.0 | 緑 |
| Government Efficiency (1-7) 4.6 政府の効率性 (1-7) | 緑 |
| Birth registrations with civil authority, children under 5 years of age (%) 100.0 公的機関による出生登録、5歳未満の子供 (%) | 緑 |

17

パートナーシップで
目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

| 指標概要 | 日本の現状 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| High-income and all OECD DAC countries: International concessional public finance, including official development assistance (% GNI) 0.2 高所得国およびすべてのOECD DAC諸国：国際譲許的政府開発援助 (%GNI) を含む公的資金 | 赤 |
| Government Health and Education spending (% GDP) 13.8 政府の保健医療教育支出 (GDP比) | 黄 |
| Tax Haven Score (best 0-5 worst) 0.0 タックスヘイブンスコア (最高0~5最悪) 0.0 | 緑 |
| Financial Secrecy Score (best 0-100 worst) 60.5 財務機密性 (金融的保証 {きんゆう てきほしよう}、財務面 {ざいむ めん} の安全性) スコア (最善0-100最悪) 60.5 | 赤 |

● ローカルSDGsプラットフォーム (<https://kawakubo-lab.jp/?lang=ja>)

SDGs達成に向けて取り組む全国の自治体とその関係者を支援するために法政大学川久保准教授研究室が開設した情報交換プラットフォーム。SDGsの17ゴール別に自治体の状況を可視化する指標データベースや、全国の自治体における各種計画へのSDGsの盛り込み状況、SDGs達成に向けて先駆的に取り組んでいる自治体担当者へのインタビュー記事などを掲載。

● SDGsローカライズ指標データベース(DB) (<http://www.ibec.or.jp/sdgs/index.html>)

SDGs達成に向けて取り組む上で、現状把握が重要であり、そのためには指標の活用が必要不可欠。他方、国連統計委員会が提案している指標は、国レベルで活用することを想定して開発されたものが多いこと、開発途上国を想定された指標となっていること、必要なデータが統計でとられていないものがあること等の課題が存在。このような背景を踏まえ、日本の自治体レベルで活用可能な指標として、「自治体SDGs指標リスト（試行版）」が提案された。自治体SDGs指標リストは、自治体の実態（長所や短所）を俯瞰し、現状を把握するために活用することを目的に、日本の自治体レベルで活用可能な指標一覧で、47都道府県と1,741の市町村が閲覧可能。

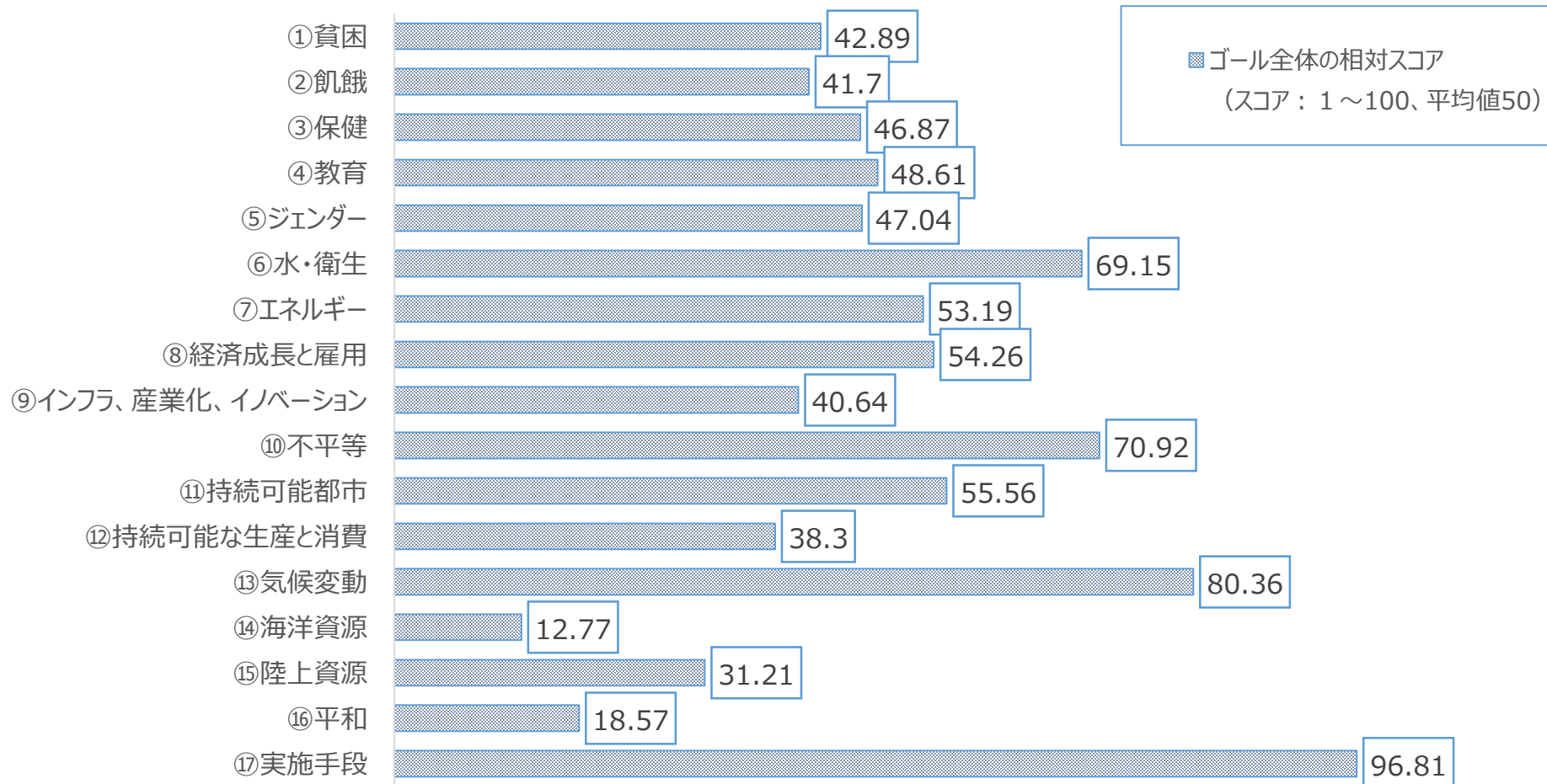
(参考) ローカルSDGsプラットフォームの画面イメージ



| Local Indicator | 指標内容 (詳細) [+]は値が高いほど [-]は値が低いほどスコアが高くなります | 生データ(単位) 大阪府 | 相対スコア 大阪府 | グラフ |
|-----------------|----------------------------------------------|---------------------------|--------------|-----|
| ・GOAL1 | 貧困をなくそう クリックで詳細を表示▼ | | 42.89 | |
| ・GOAL2 | 飢餓をゼロに クリックで詳細を表示▼ | | 41.70 | |
| ・GOAL3 | すべての人に健康と福祉を クリックで詳細を表示▼ | | 46.87 | |
| ・GOAL4 | 質の高い教育をみんなに クリックで詳細を表示▼ | | 48.61 | |
| ・GOAL5 | ジェンダー平等を実現しよう クリックで詳細を表示▼ | | 47.04 | |
| ・GOAL6 | 安全な水とトイレを世界中に クリックで詳細を表示▼ | | 69.15 | |
| ・GOAL7 | エネルギーをみんなに そしてクリーンに クリックで詳細を表示▼ | | 53.19 | |
| ・GOAL8 | 働きがいも 経済成長も クリックで詳細を表示▼ | | 54.26 | |
| ・GOAL9 | 産業と技術革新の基盤をつくろう クリックで詳細を表示▼ | | 40.64 | |
| ・GOAL10 | 人や国の不平等をなくそう クリックで詳細を表示▼ | | 70.92 | |
| ・LI10.2.1 | 相対的貧困世帯割合 [-] | 7.52[%] | 36.17 | |
| ・LI10.4.1 | 労働生産性 (+) (付加価値額/従業員数) | 8.89[百万円/人] | 87.23 | |
| ・LI10.5.1 | 財政力指数 (+) | 7.68×10^{-1} [-] | 89.36 | |
| ・GOAL11 | 住み続けられるまちづくりを クリックで詳細を表示▼ | | 55.56 | |
| ・GOAL12 | つくる責任 つかう責任 クリックで詳細を表示▼ | | 38.30 | |
| ・GOAL13 | 気候変動に具体的な対策を クリックで詳細を表示▼ | | 80.36 | |
| ・GOAL14 | 海の豊かさを守ろう クリックで詳細を表示▼ | | 12.77 | |
| ・GOAL15 | 陸の豊かさを守ろう クリックで詳細を表示▼ | | 31.21 | |
| ・GOAL16 | 平和と公正をすべての人に クリックで詳細を表示▼ | | 18.57 | |
| ・GOAL17 | パートナーシップで目標を達成しよう クリックで詳細を表示▼ | | 96.81 | |

レーダーチャートを表示/更新

大阪府の現状（ゴール別の相対スコア）



【大阪府の相対スコアが特に高いゴール】

- ・「17実施手段」(96.81%)
→世帯当たりインターネットブロードバンド契約率やインターネット普及率が高い
- ・「13気候変動」(80.36%)
→防災会議の設置や温暖化に関する計画の策定等の取組みが進んでいる
- ・「10不平等」(70.92%)
→労働生産性や財政力指数等について都市部で高くなる傾向がある
- ・「6水・衛生」(69.15%)
→上下水道の普及が進んでいる

【大阪府の相対スコアが特に低いゴール】

- ・「14海洋資源」(12.77%)
→人口当たりの漁獲量や府内総生産に対する水産業算出額等が低い
- ・「16平和」(18.57%)
→殺人やわいせつ等の犯罪認知件数が全国との比較で高い
- ・「15陸上資源」(31.21%)
→森林面積割合や面積当たり絶滅危惧種数等が低い



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 相対的貧困世帯割合(100万円未満の世帯/全世帯) | 7.52[%] (36.17) |
| 被保護世帯割合(被保護世帯/全世帯) | 1.40[%] 46.81 |
| 被保護者割合(被保護者/人口) | 0.90[%] 34.04 |
| 平均保護受給期間 | 7.04[年] 65.96 |
| 水道普及率 | 99.99[%] 97.87 |
| 空き家率(空き家数/住宅数) | 14.80[%] 38.30 |
| 災害等の自然外因による死亡者割合(災害等の自然外因による死亡者/人口) | 1.67[%] 51.06 |
| 災害復旧費割合(災害復旧費/全歳出) | 0.01[%] 4.26 |
| 防災会議を設置している市区町村の割合 | 95.35[%] 70.37 |
| 生活保護費割合(生活保護費/全歳出) | 0.23[%] 27.66 |
| 衛生費割合(衛生費/全歳出) | 2.32[%] 0.00 |
| 教育費割合(教育費/全歳出) | 23.93[%] 63.83 |
| (衛生費+教育費+生活保護費)割合(衛生費+教育費+生活保護費/全歳出) | 26.48[%] 51.06 |
| 母子世帯への平均保護受給期間 | 5.00[年] 13.04 |



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 栄養失調またはビタミン欠乏症における総患者割合(栄養失調またはビタミン欠乏症における総患者数/人口) | 0.00[%] 100.00 |
| 発達障害者割合(0歳～12歳の発達障害者数/15歳未満人口) | 0.00[%] 82.98 |
| 農業就業人口あたりの農業産出額(農業産出額/農業就業人口) | 0.02[百万円/人] 4.26 |
| 林業就業人口あたりの林業産出額(林業産出額/林業就業人口) | 0.07[千万円/人] 0.00 |
| 農業就業人口あたりの耕地面積(耕地面積/農業就業人口) | 21.17[ha/人] 21.28 |



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------|
| 妊産婦死亡数(妊産婦死亡数/出産数) | 1.40[%] | 100.00 |
| 5歳未満児死亡率(5歳未満児死亡数/5歳未満人口) | 0.05[%] | 59.57 |
| 新生児死亡率(新生児死亡数/出生数) | 0.06[%] | 82.98 |
| 千人当たりのHIV感染者数(HIV感染者数/人口) | 0.02[%] | 2.13 |
| 10万人当たりの結核感染者数(結核感染者数/人口) | 23.46[%] | 0.00 |
| 千人当たりのマラリアによる死亡者数(マラリアによる死亡者数/人口) | N.A.(欠損値)[%] | N.A.(欠損値) |
| 10万人当たりのB型肺炎による死亡者数(B型肺炎による死亡者数/人口) | 0.23[%] | 65.96 |
| 心血管疾患、癌、糖尿病の死亡率(心血管疾患、癌、糖尿病の死亡数/総死亡数) | 47.70[%] | 6.38 |
| 自殺率(自殺者数/総死亡数) | 0.36[%] | 91.49 |
| 道路交通事故による死亡率(道路交通事故による死亡者数/総死亡数) | 1.94[%] | 10.64 |
| 喫煙率(喫煙数/人口) | 19.90[%] | 39.13 |
| 人口当たりの薬局数(薬局数/人口) | 0.00[数/人] | 40.43 |
| 人口当たりの一般病院数(一般病院数/人口) | 0.01[数/人] | 40.43 |
| 人口当たりの医師数(医師数/人口) | 0.27[%] | 70.21 |



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------|
| 小中学校登校者割合(小中学校在学者-不登校者数)/小中学校在学者) | 1.43[%] | 91.49 |
| 15歳未満の入院者割合(5歳未満の入院者数/5歳未満人口) | 0.34[%] | 25.53 |
| 保育園登園割合(保育園の児童数/5歳未満人口) | 10.75[%] | 4.26 |
| 1人当たりの職業訓練費(職業訓練費/人口) | 0.41[円/人] | 14.89 |
| コンピューター1台当たりの生徒数(コンピューター数/生徒数) | 6.57[台/人] | 72.34 |
| パリティ指数(男子学生/女子学生)(小中学校の男子生徒数/小中学校の女子生徒数) | 0.05[-] | 48.94 |
| 小学生の国語・数学・理科の平均正答率 | 0.61[%] | 6.38 |
| 中学生の国語・数学・理科の平均正答率 | 0.61[%] | 27.66 |
| 学校におけるインターネット接続状況率 | 97.74[%] | 97.87 |
| 学校におけるコンピュータの設置状況率 | 100.00[%] | 100.00 |
| 人口当たりの特別支援学校数(特別支援学校数/人口) | 0.00[学校数/人] | 8.51 |
| 小中学校当たりの小中学校のトイレ数(小中学校のトイレ数/小中学校数) | 64.55[トイレ数/学校数] | 100.00 |
| 都道府県別「教員のICT活用指導力」の状況(「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均) | 74.18[%] | 34.04 |



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表有無 | 1.00[(0:なし、1:あり)] 100.00 |
| 人口当たりの配偶者からの暴力相談件数(配偶者からの暴力相談件数/人口) | 0.00[件数/人] 46.8 |
| 女性人口当たりの強制わいせつの認知数(強制わいせつ認知件数/女性人口) | 0.00[件数/人] 0.00 |
| 18歳未満で結婚した女性の割合(18歳未満で結婚した女性/女性人口) | 0.18[%] 2.13 |
| 家事に従事する人の割合(家事に従事している人数/人口) | 12.52[%] 74.47 |
| 都道府県議会議員の女性の割合(女性の都道府県議会議員/都道府県議会議員) | 4.60[%] 12.77 |
| 役員の女性の割合(役員の女性/役員の人数) | 19.53[%] 95.74 |
| 農業に従事している女性の割合(女性農業従事者/全農業従事者) | 49.54[%] 82.98 |
| 携帯電話利用割合(携帯電話を保有していると回答した割合) | 59.10[%] 8.51 |



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 |
|--------------------------|-----------------------------------------------|
| 給水普及率(給水人口/人口) | 100.00[%] 100.00 |
| 人口あたりの公衆衛生費(公衆衛生費/人口) | 3.87[千円/人] 17.02 |
| 下水道処理人口普及率 | 95.20[%] 95.74 |
| 人口当たりの水道事業所数(水道の事業所数/人口) | 0.00[事業所数/人] 10.64 |
| 人口当たりの下水道費(下水道費/人口) | 1.96[千円/人] 91.49 |
| 下水道事業着手率 | 100.00[%] 100.00 |

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 人口当たりの電力エネルギー消費量(電力エネルギー消費量/人口) | 0.01[10 ⁶ kWh/人] 61.70 |
| 新エネルギー発電割合(新エネルギー発電量/全てのエネルギー発電量) | 0.38[%] 17.02 |
| エネルギー消費量当たりの県内総生産(県内総生産/エネルギー消費量) | 54.40[百万円/TJ] 80.85 |

8 働きがいも
経済成長も

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 人口当たりの県内総生産(県内総生産/人口) | 1000.00[百万円/万人] 95.74 |
| 就業者当たりの県内総生産(県内総生産/就業者数) | 1000.00[百万円/百人] 17.02 |
| 農業以外におけるインフォーマル雇用の割合(農業以外の自営業者数/農業以外の従業者数) |)N.A.(欠損値)[%] N.A.(欠損値) |
| 労働者の平均時給(平均所得/所定内+超過実労働時間) | 2.05[千円/時間] 95.74 |
| 失業率(完全失業者数/労働力人口) | 5.29[%] 4.26 |
| 15-17歳の就業者割合(15-17歳の主に仕事をしている人口/15-17歳の人口) | 4.58[%] 2.13 |
| 労災受給率(新規労災受給者数/就業者数) | 3.92[%] 87.23 |
| 就業者当たりの超過労働時間(超過労働時間/就業者数) | 0.00[時間/人] 95.74 |
| 県内総生産当たりの観光消費額(観光消費額/県内総生産) | N.A.(欠損値)[%] N.A.(欠損値) |
| 人口当たりの銀行数(銀行数/人口) | 1.27[箇所数/万人] 36.17 |

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 舗装道路割合(舗装道路実延長/道路実延長) | 98.53[%] | 74.47 |
| 県内総生産当たりの製造業粗付加価値額(製造業粗付加価値額/県内総生産) | 14.81[%] | 17.02 |
| 人口当たりの製造業粗付加価値額(製造業粗付加価値額/人口) | 63.55[万円/人] | 40.43 |
| 製造業労働者割合(製造業労働者数/全労働者数) | 9.37[%] | 14.89 |
| 製造業粗付加価値額当たりの製造業のCO2排出量/製造業粗付加価値額 | 0.00[1000t-CO2/万円] | 72.34 |
| 県内総生産当たりの研究開発費(研究開発費支出総額/県内総生産) | 0.00[%] | 4.26 |
| 100万人あたりの研究者(研究者数/人口) | 0.14[%] | 0.00 |
| 土木費割合(土木費/全歳出) | 7.49[%] | 8.51 |
| 全粗付加価値額に占める粗付加価値額(電気機械器具製造業)(粗付加価値額(電気機械器具製造業/製造業付加価値額総額)) | 7.48[%] | 78.72 |
| インターネット普及率 | 82.10[%] | 95.74 |

10 人や国の不平等をなくそう



国内および国家間の不平等を是正する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|-------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 相対的貧困世帯割合 | 7.52[%] | 36.17 |
| 労働生産性(付加価値額/従業員数) | 8.89[百万円/人] | 87.23 |
| 財政力指数 | 0.77[-] | 89.36 |

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



| 指標概要 | 大阪の現状 | |
|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| | ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
| ホームレス割合(ホームレスの数/人口) | 1.87[%] | 0.00 |
| 鉄道・電車・バスの利用割合(15歳以上自宅外通勤・通学者で鉄道・電車・バスを利用している人数/15歳以上自宅外通勤・通学者) | N.A.(欠損値)[%] | N.A.(欠損値) |
| 人口増減((出生数-死亡数)+(転入数-転出数)/人口) | 0.00[%] | 82.98 |
| 人口自然増減((出生数-死亡数)/総人口) | 0.00[%] | 82.98 |
| 人口社会増減((転入数-転出数)/総人口) | 0.00[%] | 74.47 |
| 市街化調整区域面積割合(市街化調整面積/総面積) | 49.21[%] | 100.00 |
| 市街化調整区域内人口割合(市街化調整区域内人口/総人口) | 2.19[%] | 8.51 |
| 平均文化財保存事業費(補助金の交付額)(補助金額/補助金交付件数) | 1000.00[円/件] | 97.87 |
| 災害等の自然外因による死亡者割合(災害等の自然外因による死亡者/人口) | 1.67[%] | 51.06 |
| 災害復旧費割合(自治体の災害復旧費/全歳出) | 0.01[%] | 4.26 |
| 外器物の最終処分割合(最終処分量/ゴミの総排出量) | 12.11[%] | 89.36 |
| 微小粒子状物質(PM2.5)年平均($\mu\text{g}/\text{m}^3$) | N.A.(欠損値)[$\mu\text{g}/\text{m}^3$] | N.A.(欠損値) |
| 光化学オキシダント(Ox)濃度の昼間1時間値が0.12ppm以上であった日数 | N.A.(欠損値)[日] | N.A.(欠損値) - |
| 窒素酸化物(NOx)年平均値(ppm) | N.A.(欠損値)[ppm] | N.A.(欠損値) |
| 二酸化硫黄(SO2)年平均値(ppm) | N.A.(欠損値)[ppm] | N.A.(欠損値) |
| 面積当たりの図書館数、公民館数((図書館数+公民館数)/可住地面積) | 0.30[箇所数/km ²] | 91.49 |
| 面積当たりの図書館面積、公民館面積((図書館延面積+公民館延面積)/可住地面積) | 311.76[%] | 95.74 |
| 面積当たりの公園数(公園箇所数/人口) | 0.00[箇所数/人] | 31.91 |
| 人口当たりの公園面積(公園面積/人口) | 5.90[m ² /人] | 6.38 |
| 面積当たりの公園面積(公園面積/可住地面積) | 1000.00[%] | 97.87 |
| 人口あたりの性犯罪認知数(性犯罪認知数/人口) | 1.62[件/万人] | 6.38 |
| 市街化調整区域内人口割合(市街化調整区域内人口/総人口) | 0.22[%] | 8.51 |
| 防災会議を設置している市区町村の割合 | 0.95[%] | 70.37 |

12 つくも責任
つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|----------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 有機廃棄物割合(そのほかの廃棄物/廃棄物の総搬入量) | 0.03[%] | 72.34 |
| リサイクル率 | 13.83[%] | 4.26 |

13 気候変動に
具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|--------|
| 災害等の自然外因による死亡割合(災害等の自然外因による死亡者/人口) | 1.67[%] | 51.06 |
| 防災会議を設置している市区町村の割合 | 0.95[%] | 70.37 |
| 防災会議を設置している市区町村の割合 | 0.95[%] | 70.37 |
| 温暖化防止対策地方実行計画における緩和策の計画の策定有無 | 1.00[(0:なし、1:あり)] | 100.00 |
| 温暖化対策地方実行計画における気候変動適応計画の策定有無 | 1.00[(0:なし、1:あり)] | 100.00 |

14 海の豊かさを
守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 漁獲量および養殖収拾量増減率(((漁獲量+養殖収獲量)-(前年度漁獲量+前年度養殖収獲量))/人) | 0.00[t/人] | 38.30 |
| 県内総生産当たりの水産業算出額(水産業算出額/県内総生産) | 0.00[%] | 0.00 |
| 研究費当たりの海洋技術関連の研究費(海洋技術関連の研究費/総合研究費) | 0.00[%] | 0.00 |

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------|
| 森林面積割合(森林面積/面積) | 30.06[ha/100km ²] | 0.00 |
| 林業試験指導機関人員率(林業試験指導機関人員/人口) | 0.00[%] | 4.26 |
| 耕作放棄地面積割合(耕作放棄地面積/耕作面積) | 12.66[ha/100km ²] | 48.94 |
| 生物保全地域割合((鳥獣保護区面積+特別保護地区面積+特別保護指定区域面積)/面積) | 6.82[ha/100km ²] | 31.91 |
| 面積当たりの絶滅危惧種数(絶滅危惧種数/面積) | 69.61[種/100km ²] | 2.13 |
| 生物多様性地域戦略に基づく計画の策定有無 | 1.00[(0:なし、1:あり)] | 100.00 |

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------|
| 人口あたりの殺人認知件数(殺人の認知件数/人口) | 0.13[件/万人] | 6.38 |
| 人口あたりのわいせつ罪認知件数(わいせつ罪認知件数/人口) | 1.62[件/万人] | 6.38 |
| 人口あたりの刑法犯認知件数(刑法犯認知件数/人口) | 150.99[件/万人] | 4.26 |
| 20歳未満人口あたりの児童虐待相談の対応件数(児童虐待相談の対応件数/20歳未満人口) | 0.01[件/人] | 0.00 |
| 人口あたりの略奪誘拐罪・人身売買の認知件数(略奪誘拐罪・人身売買の認知件数/人口) | 0.04[件/万人] | 2.13 |
| 20歳未満あたりの児童虐待相談(性的虐待)の対応件数(児童虐待相談(性的虐待)の対応件数/20歳未満人口) | 0.00[件/人] | 0.00 |
| 人口あたりの粗防犯の認知件数(粗防犯の認知件数/人口) | 6.44[件/万人] | 10.64 |
| 人口あたりの組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律の認知件数 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律の認知件数/人口) | 0.02[件/万人] | 42.55 |
| 人口あたりの賄賂罪の認知件数(賄賂罪の認知件数/人口) | 0.01[件/万人] | 31.91 |
| 人口あたりの賄賂罪の認知件数(賄賂罪の認知件数/人口) | 0.01[件/万人] | 31.91 |
| 都道府県議会の女性の割合(女性の都道府県議会議員/都道府県議会議員) | 6.42[%] | 51.06 |
| 15歳未満人口割合(5歳未満人口/人口) | 3.88[%] | 48.94 |

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

| 指標概要 | 大阪の現状 ※原系列右の数値は他府県比較で標準化した値 0～100、平均値50 | |
|-------------------------|-----------------------------------------------|-----------|
| 実質公債費比率 | N.A.(欠損値)[%] | N.A.(欠損値) |
| 世帯当たりのインターネットブロードバンド契約率 | 86.71[%] | 97.87 |
| インターネット普及率 | 82.10[%] | 95.74 |

【取組み状況調査概要】

- 時期：平成31年3月
- 目的：SDGsの各ゴールに関連する大阪の現状や課題、取組みの整理
- 対象：大阪府各部局・行政委員会
- 内容：各部局と関連するゴール、及びゴールに貢献する各部局の主な取組みの調査

【結果概要】

- 大阪府の業務は、SDGsの17のゴールに広く関連。
- ゴール別整理
 - ・「8 経済成長・雇用」（9部局）、「11持続可能な都市」（8部局）、「3 保健」（7部局）、「4 教育」（6部局）等については、関連している部局が多く、取組みの数も多い。
 - ・一方、「14海洋資源」、「15陸上資源」については、関連している部局は1部局にとどまった。
- 部局別整理
 - ・環境農林水産部（13個のゴール）、福祉部（10個のゴール）、府民文化部（8個のゴール）については関連しているゴールが多い。

各ゴールに貢献する各部局の主な取組み

→各部局の業務と関連するゴール、そのゴールに貢献する各部局の主な取組みを調査

| ゴール | 関連部局 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 貧困 | 【危機管理室】 【福祉部】 【教育庁】 |
| 2 飢餓 | 【健康医療部】 【環境農林水産部】 |
| 3 保健 | 【青少年地域安全室】 【府民文化部】 【福祉部】 【健康医療部】 【環境農林水産部】 【都市整備部】 【教育庁】 【府警本部】 |
| 4 教育 | 【青少年地域安全室】 【府民文化部】 【福祉部】 【商工労働部】 【環境農林水産部】 【教育庁】 |
| 5 ジェンダー | 【青少年地域安全室】 【総務部】 【府民文化部】 【福祉部】 【府警本部】 |
| 6 水・衛生 | 【健康医療部】 【環境農林水産部】 【都市整備部】 |
| 7 エネルギー | 【環境農林水産部】 【住宅まちづくり部】 |

| ゴール | 関連部局 |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 経済成長 雇用 | 【青少年地域安全室】 【総務部】 【府民文化部】 【IR推進局】 【福祉部】 【商工労働部】 【環境農林水産部】 【住宅まちづくり部】 【教育庁】 |
| 9 インフラ、 産業化、 イノベーション | 【商工労働部】 【環境農林水産部】 【都市整備部】 【住宅まちづくり部】 |
| 10 不平等 | 【府民文化部】 【福祉部】 【住宅まちづくり部】 |
| 11 持続可能な都市 | 【青少年地域安全室】 【危機管理室】 【府民文化部】 【福祉部】 【環境農林水産部】 【都市整備部】 【住宅まちづくり部】 【教育庁】 |
| 12 持続可能な 生産と消費 | 【府民文化部】 【福祉部】 【環境農林水産部】 【住宅まちづくり部】 |

| ゴール | 関連部局 |
|------------|------------------------------------------------------|
| 13 気候変動 | 【環境農林水産部】 【都市整備部】 【住宅まちづくり部】 |
| 14 海洋資源 | 【環境農林水産部】 |
| 15 陸上資源 | 【環境農林水産部】 |
| 16 平和 | 【青少年地域安全室】 【福祉部】 【健康医療部】 【教育庁】 【府警本部】 |
| 17 実施手段 | 【財務部】 【府民文化部】 【福祉部】 【環境農林水産部】 【住宅まちづくり部】 |

1

貧困を
なくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・国の方針や災害からの教訓を踏まえ、大阪府地域防災計画を修正【危機管理室】
- ・地震による被害軽減に向け、新・大阪府地震防災アクションプランについて毎年度取組みの進捗を管理【危機管理室】
- ・子どもの貧困対策の推進【福祉部】
- ・生活困窮者自立支援制度に関する事業【福祉部】
- ・安全で安心な学びの場をつくれます【教育庁】

2

飢餓を
ゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・健康的な食生活の実践の促進【健康医療部】
- ・活気と魅力に満ちた「農のある暮らし」の実現【環境農林水産部】
- ・大阪産（もん）のブランドの確立と販路拡大の推進【環境農林水産部】
- ・食べ物が無駄なく消費される社会の構築【環境農林水産部】
- ・「はま」が潤い、豊かな恵みを「まち」に届ける海づくり【環境農林水産部】



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・地域活動の活性化による少年非行防止対策の推進【青少年地域安全室】
- ・ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催準備【府民文化部】
- ・オリンピック・パラリンピックのホストタウン登録の推進等（フラッグツアー）【府民文化部】
- ・生活困窮者自立支援制度に関する事業【福祉部】
- ・新子育て支援交付金の活用【福祉部】
- ・少子化対策基本指針の策定【福祉部】
- ・医療依存度の高い重症心身障がい児等の地域生活支援に向けた関係機関の連携基盤整備等【福祉部】
- ・新・発達障がい児者支援プランに基づく支援体制の整備【福祉部】
- ・強度行動障がい支援あり方検討【砂川厚生福祉Cの役割整理を含む】【福祉部】
- ・精神科病院からの退院促進に向けたネットワーク構築支援【福祉部】
- ・地域包括ケアシステム構築に向けた取組み【福祉部】
- ・介護予防等の推進に向けた市町村支援【福祉部】
- ・介護・福祉人材確保に向けた取組み【福祉部】
- ・災害時福祉支援の充実【福祉部】
- ・福祉医療費助成制度【福祉部】



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・地域医療の充実確保【健康医療部】
- ・健康づくりの推進【健康医療部】
- ・地域保健・感染症対策【健康医療部】
- ・国民健康保険財政の安定的な運営【健康医療部】
- ・医薬品・医療機器等の安全性確保【健康医療部】
- ・食品の安全性確保【健康医療部】
- ・生活衛生の維持向上【健康医療部】

- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築【環境農林水産部】

- ・交通安全対策の推進【都市整備部】
- ・自動運転導入促進【都市整備部】
- ・自転車活用の推進【都市整備部】

- ・安全で安心な学びの場をつくります【教育庁】

- ・交通死亡事故抑止対策の推進【府警本部】



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・地域活動の活性化による少年非行防止対策の推進【青少年地域安全室】
- ・世界で活躍するグローバル人材を育てる【府民文化部】
- ・上方演芸資料館「ワッハ上方」の運営とリニューアルによる上方演芸の振興【府民文化部】
- ・江之子島文化芸術創造センター「enoco」の魅力向上と利用促進【府民文化部】
- ・「ピースおおさか」の利用促進【府民文化部】
- ・公立大学の運営【府民文化部】
- ・少子化対策基本指針の策定【福祉部】
- ・保育の受け皿拡大と保育人材確保・保育の質の向上に向けた取組み【福祉部】
- ・幼児教育・保育無償化の着実な実施【福祉部】
- ・東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者文化芸術・スポーツ振興支援【福祉部】
- ・大阪の産業を支える人材の育成【商工労働部】
- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築【環境農林水産部】
- ・森林保全の推進【環境農林水産部】
- ・森林経営の集約化と木材利用の拡大【環境農林水産部】
- ・食べ物が無駄なく消費される社会の構築【環境農林水産部】
- ・「はま」が潤い、豊かな恵みを「まち」に届ける海づくり【環境農林水産部】

(次ページへ続く)



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

各ゴールに貢献する部局の主な取組み

- ・市町村とともに小・中学校の教育力を向上します【教育庁】
- ・公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます【教育庁】
- ・障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します【教育庁】
- ・子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます【教育庁】
- ・子どもたちの健やかな体をはぐくみます【教育庁】
- ・教員の力とやる気を高めます【教育庁】
- ・学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます【教育庁】
- ・安全で安心な学びの場をつくります【教育庁】
- ・地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します【教育庁】
- ・私立学校の振興を図ります【教育庁】



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・再犯防止対策の推進（性犯罪者の社会復帰支援等）【青少年地域安全室】
- ・「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の推進【総務部】
- ・あらゆる分野における女性の活躍【府民文化部】
- ・男女共同参画施策の充実とドーンセンターの魅力向上【府民文化部】
- ・DV対策へ着実な推進【府民文化部】
- ・府における審議会での女性委員登用の促進【府民文化部】
- ・市町村配偶者暴力相談支援センター設置の推進【福祉部】
- ・子どもや女性の安全を守る力の強化【府警本部】



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・水道事業の基盤強化【健康医療部】
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築【環境農林水産部】
- ・資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・森林保全の推進【環境農林水産部】
- ・活気と魅力に満ちた「農のある暮らし」の実現【環境農林水産部】
- ・安定した下水道サービスの持続的提供【都市整備部】



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・森林経営の集約化と木材利用の拡大【環境農林水産部】
- ・環境に優しい建築物の整備促進【住宅まちづくり部】



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備【青少年地域安全室】
(困難を有する青少年に対する市町村と連携した地域支援ネットワークの構築)
- ・「大阪府特定事業主行動計画～みんなでサポート！子育てしやすい環境づくり～」の推進【総務部】
- ・「大阪府における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の推進【総務部】
- ・大阪府庁版「働き方改革」（第1弾・第2弾）の推進【総務部】

(次ページへ続く)



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・水と光のまちづくりの推進【府民文化部】
- ・百舌鳥・古市古墳群の魅力創出【府民文化部】
- ・大阪周遊促進事業【府民文化部】
- ・大阪観光局の活動支援による戦略的な観光集客【府民文化部】
- ・MICE誘致の推進【府民文化部】
- ・国内外の人々を惹きつけるキラコンテンツの創出【府民文化部】
- ・ナイトカルチャーの発掘・創出【府民文化部】
- ・大阪ミュージアムの推進【府民文化部】
- ・観光振興施策の充実に向けた宿泊実態調査【府民文化部】
- ・食でおもてなし・多言語メニュー作成支援【府民文化部】
- ・Osaka Free Wi-Fiの設置促進【府民文化部】
- ・大阪・梅田駅周辺のサイン整備【府民文化部】
- ・観光トイレ整備事業【府民文化部】
- ・「トラベルサービスセンター大阪」の運営【府民文化部】
- ・案内表示の多言語化の推進【府民文化部】
- ・違法民泊施設の普及促進に向けた取組み【府民文化部】
- ・ウェルカム大阪おもてなし事業【府民文化部】
- ・ツーリズムEXPOジャパン2019等開催支援事業【府民文化部】
- ・持続可能な観光政策調査研究事業【府民文化部】
- ・世界から外国人留学生など優れた人材を呼び込む【府民文化部】
- ・外国公館を活用した国際交流機能の強化【府民文化部】

(次ページへ続く)



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・ I R 立地に向けた事業化検討【IR推進局】
- ・ 保育の受け皿拡大と保育人材確保・保育の質の向上に向けた取組【福祉部】
- ・ 行政の福祉化の推進／障がい者の就労支援【福祉部】
- ・ 介護・福祉人材確保に向けた取組み【福祉部】
- ・ OSAKAしごとフィールドを軸とした求職者の就業と企業の人材確保の支援【商工労働部】
- ・ 国と連携した「働き方改革」の推進【商工労働部】
- ・ 大阪の産業を支える人材の育成【商工労働部】
- ・ 創業促進・ベンチャー企業の成長支援【商工労働部】
- ・ 中小企業の底上げとイノベーション創出に向けた取組みの支援【商工労働部】
- ・ 資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・ 森林経営の集約化と木材利用の拡大【環境農林水産部】
- ・ 活気と魅力に満ちた「農のある暮らし」の実現【環境農林水産部】
- ・ 大阪産（もん）のブランドの確立と販路拡大の推進【環境農林水産部】
- ・ 「はま」が潤い、豊かな恵みを「まち」に届ける海づくり【環境農林水産部】
- ・ 健全な建設業・宅地建物取引業の振興【住宅まちづくり部】
- ・ 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます【教育庁】



レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・ライフサイエンス産業の成長促進【商工労働部】
- ・新たなビジネスの創出・成長支援【商工労働部】
- ・バッテリー関連産業の成長促進【商工労働部】
- ・企業誘致・立地促進【商工労働部】
- ・中小企業の持続的発展のための支援【商工労働部】
- ・中小企業の底上げとイノベーション創出に向けた取組みの支援【商工労働部】

- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築【環境農林水産部】
- ・活気と魅力に満ちた「農のある暮らし」の実現【環境農林水産部】
- ・「はま」が潤い、豊かな恵みを「まち」に届ける海づくり【環境農林水産部】

- ・道路ネットワークの充実強化【都市整備部】
- ・鉄道ネットワークの充実強化【都市整備部】
- ・大阪湾諸港の機能強化（港湾物流機能の充実・強化）【都市整備部】

- ・圧倒的な魅力を備えた都市空間の創造【住宅まちづくり部】
- ・地域創造の推進【住宅まちづくり部】
- ・災害に強い都市構造の形成【住宅まちづくり部】
- ・住宅・建築物の耐震化の促進【住宅まちづくり部】



国内および国家間の不平等を是正する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・人権教育の推進【府民文化部】
- ・人権教育に関する情報収集・提供機能の充実【府民文化部】
- ・府民の人権意識を高めるための啓発活動の推進【府民文化部】
- ・「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の周知・啓発【府民文化部】
- ・人権相談機能の充実・強化を通じた人権擁護の推進【府民文化部】
- ・世界から外国人留学生等優れた人材を呼び込む【府民文化部】
- ・世界で活躍するグローバル人材を育てる【府民文化部】

- ・子ども貧困対策の推進【福祉部】
- ・障がい者差別解消条例等に基づく取組み【福祉部】
- ・手話言語条例に基づく施策展開・意思疎通支援の着実な実施等【福祉部】
- ・児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待防止に向けた取組み【福祉部】
- ・ユニバーサルデザインの推進【福祉部】
- ・家庭と同様の環境における養育の推進/施設退所児童等に対する自立支援の充実【福祉部】

- ・安心して住まいを確保できる環境整備【住宅まちづくり部】
- ・土地取引等における差別の解消【住宅まちづくり部】

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・国の方針や災害からの教訓を踏まえ、大阪府地域防災計画を修正【危機管理室】
- ・地震による被害軽減に向け、新・大阪府地震防災アクションプランについて毎年度取組みの進捗を管理【危機管理室】
- ・府民の身近で発生する犯罪の抑止に向けた取組みの推進【青少年地域安全室】
- ・万博記念公園の魅力創出（50周年含む）【府民文化部】
- ・百舌鳥・古市古墳群の魅力創出【府民文化部】
- ・外国人が安心して過ごせる環境の整備（多文化共生社会をめざす取組み）【府民文化部】
- ・外国人旅行者の安全確保【府民文化部】
- ・災害時多言語支援事業【府民文化部】
- ・障がい者差別解消条例等に基づく取組み【福祉部】
- ・災害時福祉支援の充実【福祉部】
- ・地域包括ケアシステム構築に向けた取組み【福祉部】

(次ページへ続く)

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築【環境農林水産部】
- ・森林保全の推進【環境農林水産部】
- ・森林経営の集約化と木材利用の拡大【環境農林水産部】
- ・都市緑化の推進や府民・企業のみどり行動の拡大【環境農林水産部】
- ・土砂埋立て等の規制による災害の防止【環境農林水産部】
- ・ため池の防災機能強化の推進【環境農林水産部】

- ・道路ネットワークの充実強化（再掲）【都市整備部】
- ・鉄道ネットワークの充実強化（再掲）【都市整備部】
- ・まちづくりの推進【都市整備部】
- ・地震・津波対策の充実・強化【都市整備部】
- ・治水対策の推進【都市整備部】
- ・土砂災害対策の推進【都市整備部】
- ・自然災害への対応【都市整備部】
- ・持続可能な維持管理の仕組みづくり【都市整備部】
- ・府営公園の魅力向上について【都市整備部】
- ・都市の魅力づくり【都市整備部】
- ・自動運転導入促進（再掲）【都市整備部】
- ・自転車活用の推進（再掲）【都市整備部】
- ・道路の無電柱化【都市整備部】

(次ページへ続く)

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・圧倒的な魅力を備えた都市空間の創造【住宅まちづくり部】
- ・多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市の創造【住宅まちづくり部】
- ・地域創造の推進【住宅まちづくり部】
- ・災害に強い都市構造の形成【住宅まちづくり部】
- ・住宅・建築物の耐震化の促進【住宅まちづくり部】
- ・災害時の応急対策の整備【住宅まちづくり部】
- ・空家等を積極的に活用した地域の価値・魅力の向上【住宅まちづくり部】
- ・安心して住まいを確保できる環境整備【住宅まちづくり部】
- ・健全な建設業・宅地建物取引業の振興【住宅まちづくり部】
- ・土地取引等における差別の解消【住宅まちづくり部】
- ・地域の活力創出に向けた府営住宅資産の活用と良質なストック形成【住宅まちづくり部】
- ・安定的で持続的な府営住宅の経営【住宅まちづくり部】
- ・環境にやさしい建築物の整備促進【住宅まちづくり部】
- ・誰もが安心して生活・移動できる環境整備促進【住宅まちづくり部】
- ・府有建築物、民間建築物におけるマネジメントの実施【住宅まちづくり部】

- ・安全で安心な学びの場をつくれます【教育庁】



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・効果的な消費者教育・啓発等の推進【府民文化部】
- ・行政の福祉化の推進／障がい者の就労支援【福祉部】
- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築【環境農林水産部】
- ・食べ物が無駄なく消費される社会の構築【環境農林水産部】
- ・空家等を積極的に活用した地域の価値・魅力の向上【住宅まちづくり部】
- ・環境に優しい建築物の整備促進【住宅まちづくり部】



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・森林保全の推進【環境農林水産部】
- ・森林経営の集約化と木材利用の拡大【環境農林水産部】
- ・都市緑化の推進や府民・企業のみどり行動の拡大【環境農林水産部】
- ・地震・津波対策の充実・強化（再掲）【都市整備部】
- ・治水対策の推進（再掲）【都市整備部】
- ・土砂災害対策の推進（再掲）【都市整備部】
- ・自然災害への対応（再掲）【都市整備部】
- ・道路の無電柱化（再掲）【都市整備部】
- ・環境に優しい建築物の整備促進【住宅まちづくり部】



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築【環境農林水産部】
- ・森林保全の推進【環境農林水産部】
- ・「はま」が潤い、豊かな恵みを「まち」に届ける海づくり【環境農林水産部】



陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・すべてのいのちが共生する社会の構築【環境農林水産部】
- ・森林保全の推進【環境農林水産部】
- ・森林経営の集約化と木材利用の拡大【環境農林水産部】
- ・都市緑化の推進や府民・企業のみどり行動の拡大【環境農林水産部】
- ・活気と魅力に満ちた「農のある暮らし」の実現【環境農林水産部】
- ・土砂埋立て等の規制による災害の防止【環境農林水産部】
- ・ため池の防災機能強化の推進【環境農林水産部】

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・府民の身近で発生する犯罪の抑止に向けた取組みの推進【青少年地域安全室】
- ・再犯防止対策の推進【青少年地域安全室】
- ・犯罪被害者等への支援の充実【青少年地域安全室】
- ・青少年を取り巻く社会環境の整備（青少年健全育成条例の運用）【青少年地域安全室】

- ・計画的かつ効果的な広報の展開【府民文化部】
- ・府民が必要としている情報、知りたい情報の公表【府民文化部】
- ・施策反映につながるような意見・提言収集機会の充実【府民文化部】

- ・市町村配偶者暴力相談支援センター設置の推進【福祉部】
- ・児童虐待／障がい者虐待／高齢者虐待防止に向けた取組み【福祉部】
- ・家庭と同様の環境における養育の推進/施設退所児童等に対する自立支援の充実【福祉部】

- ・児童虐待に関する保健・医療間の連携【健康医療部】

- ・子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます【教育庁】

- ・子どもや女性の安全を守る力の強化【府警本部】
- ・組織犯罪対策の推進【府警本部】

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・公民連携の積極的な展開【財務部】
- ・オリンピック・パラリンピックの派遣【府民文化部】
- ・大阪にゆかりのある主なスポーツチーム連携【府民文化部】
- ・江之子島文化芸術創造センター「enoco」の魅力向上と利用促進【府民文化部】
- ・計画的かつ効果的な広報の展開（もずとも協定）【府民文化部】
- ・行政の福祉化の推進／障がい者の就労支援【福祉部】
- ・民生・児童委員の担い手確保【福祉部】
- ・低炭素・省エネルギー社会の構築【環境農林水産部】
- ・資源循環型社会の構築【環境農林水産部】
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築【環境農林水産部】
- ・すべてのいのちが共生する社会の構築【環境農林水産部】
- ・森林保全の推進【環境農林水産部】
- ・森林経営の集約化と木材利用の拡大【環境農林水産部】
- ・都市緑化の推進や府民・企業のみどり行動の拡大【環境農林水産部】
- ・活気と魅力に満ちた「農のある暮らし」の実現【環境農林水産部】
- ・食べ物が無駄なく消費される社会の構築【環境農林水産部】
- ・「はま」が潤い、豊かな恵みを「まち」に届ける海づくり【環境農林水産部】
- ・土砂埋立て等の規制による災害の防止【環境農林水産部】

(次ページへ続く)

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

各ゴールに貢献する部署の主な取組み

- ・圧倒的な魅力を備えた都市空間の創造【住宅まちづくり部】
- ・地域創造の推進【住宅まちづくり部】
- ・災害に強い都市構造の形成【住宅まちづくり部】
- ・災害時の応急対策の整備【住宅まちづくり部】
- ・空家等を積極的に活用した地域の価値・魅力の向上【住宅まちづくり部】
- ・安心して住まいを確保できる環境整備【住宅まちづくり部】
- ・環境に優しい建築物の整備促進【住宅まちづくり部】
- ・誰もが安心して生活・移動できる環境整備促進【住宅まちづくり部】



【取組み状況調査概要】

○時期：平成31年3月

○目的：市町村のSDGsに関する取組み状況や課題の把握

○対象：大阪府内43市町村

○内容：SDGsに対する関心度、市町村での取組み状況、SDGsの推進に際し直面する課題 等

【結果概要】

○府内市町村では、SDGsについて関心はあるが、取組みが進んでいない状況

- ・SDGsへの関心度 79%
- ・担当部署の設置（予定含） 21%
- ・SDGsに関する取組の推進（予定含） 25%

○SDGsの推進に際し直面する課題としては、

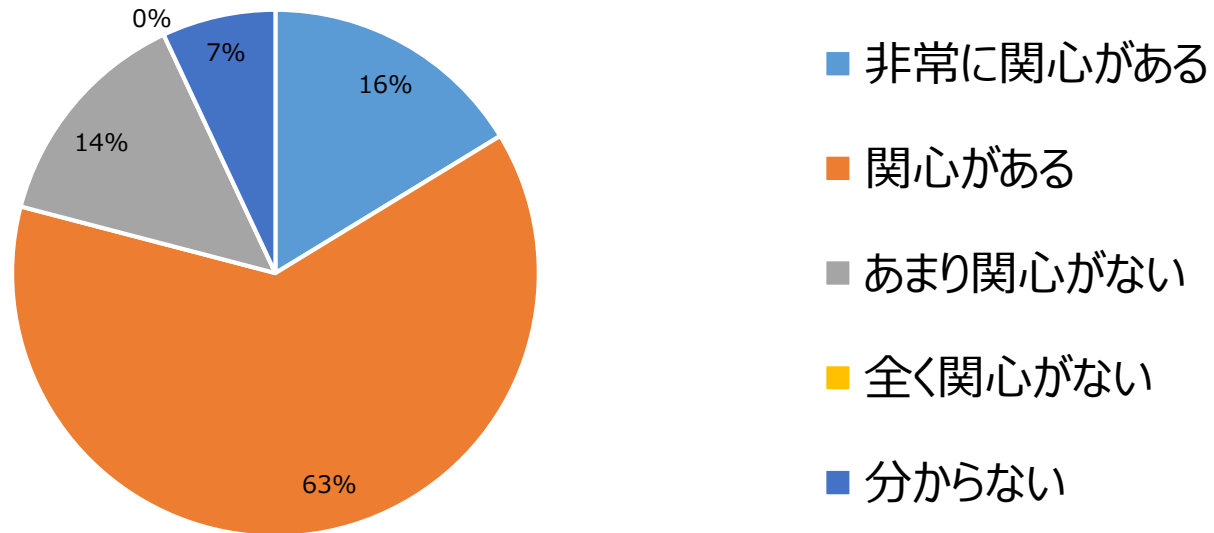
「先行事例や成功事例が無いためどのように取組を進めていけばよいか分からない」

「庁内での理解、経験や専門性が不足している」

「地域住民の関心が低いためSDGs推進の理解が得られない」

といった回答が多数をしめる。

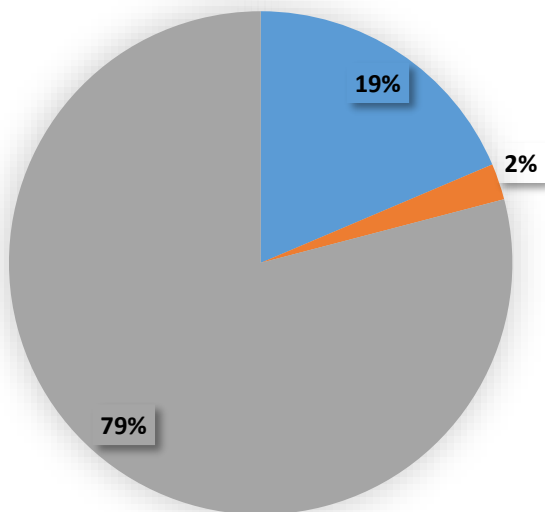
問1 貴市町村ではSDGsについてどの程度関心がありますか。



問2 貴市町村でのSDGsに関する取組体制についてご回答ください。

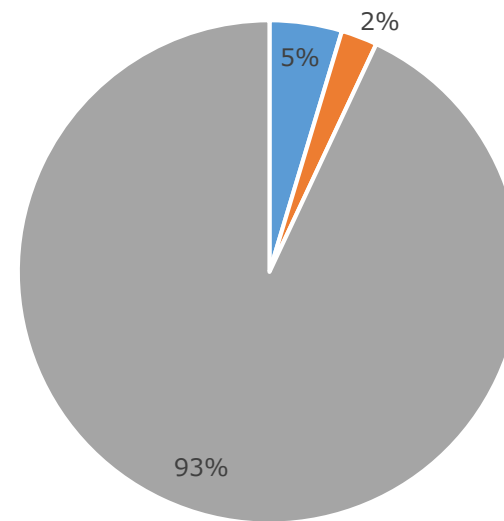
SDGsを担当する部署（窓口）について

- SDGsを担当する部署（窓口）がある
- SDGsを担当する部署を今後決定する予定
- SDGsを担当する部署（窓口）がない



推進本部等、部局横断的な推進組織について

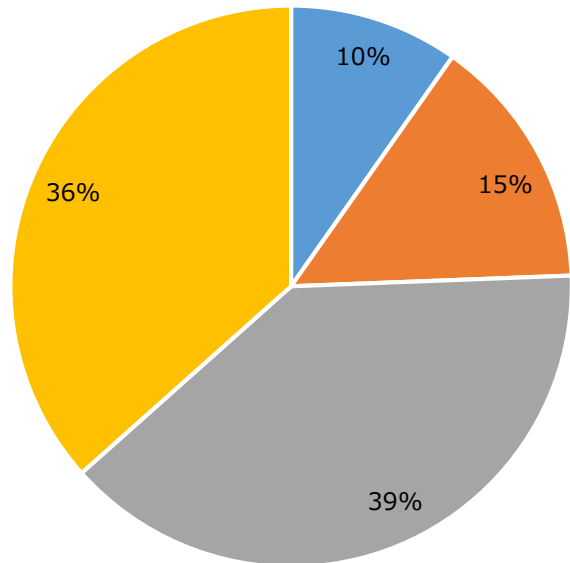
- 推進本部等の部局横断的な組織を設置している
- 推進本部等の部局横断的な組織を設置予定
- 推進本部等の部局横断的な組織を設置していない



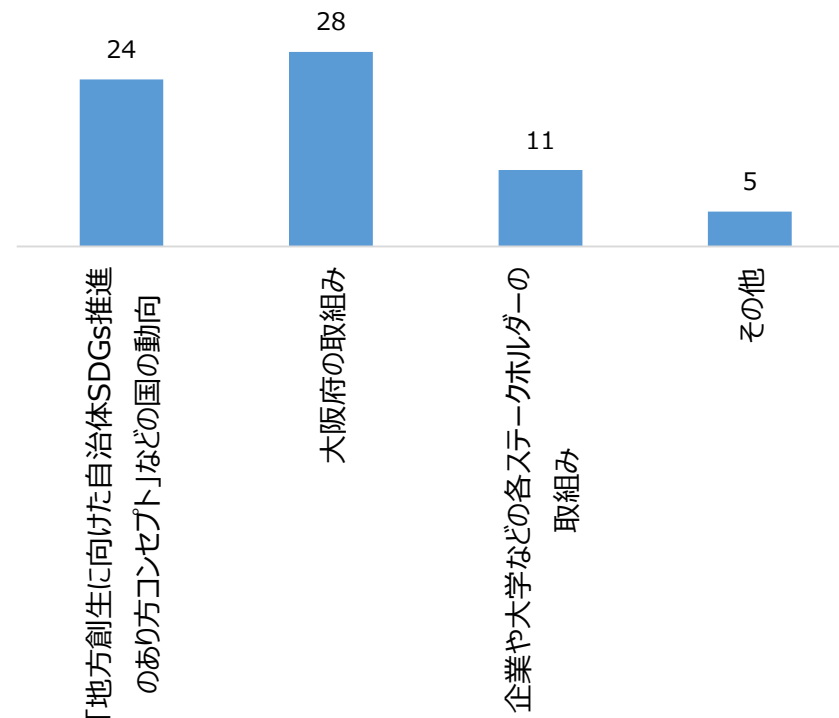
問3 貴市町村でのSDGsに関する取組み状況についてご回答ください。

SDGsについて現時点で推進されていますか、
もしくは推進していく予定はありますか

- 推進している
- 今後推進していく予定がある
- 今後推進を検討していく予定がある
- 推進しておらず、今後当面推進していく予定もない



貴市町村でSDGsを取り組む際に参考として
いることはありますか（※複数選択可）



問3 貴市町村でのSDGsに関する取組み状況についてご回答ください。

SDGsについて推進している、又は今後推進していく予定である場合はその内容を以下より選択ください。

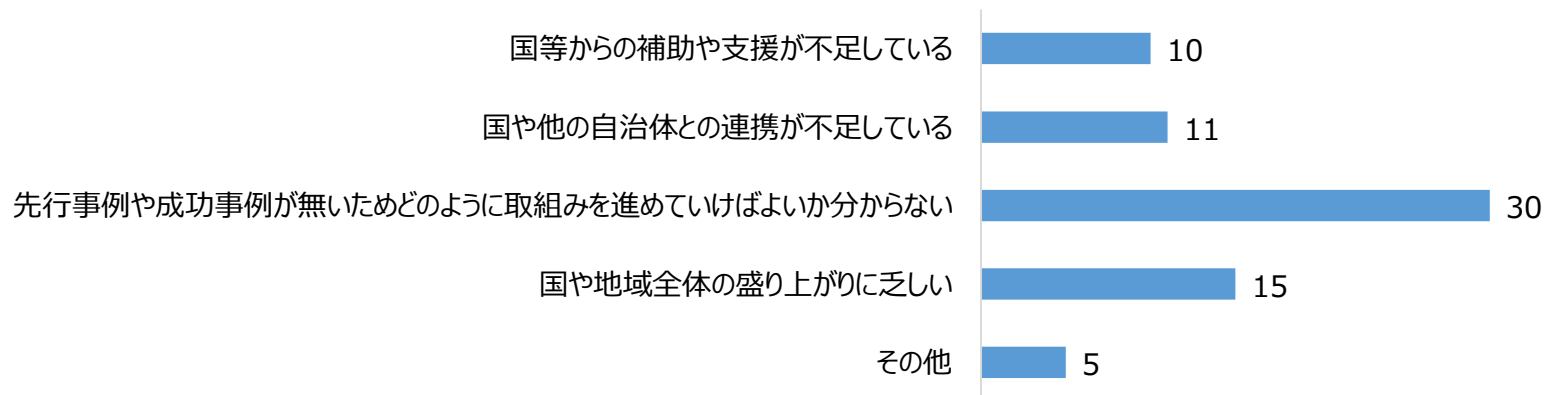
| | |
|------------------------------------------|----|
| 1. 職員向けに勉強会や研修セミナー・シンポジウム等SDGsの理解を深める啓発 | |
| 実施済み | 5 |
| 実施予定 | 3 |
| 2. 将来のビジョンづくりについて | |
| 策定済み | 1 |
| 策定予定 | 8 |
| 3. 各種行政計画へのSDGsの観点の反映について | |
| 反映済み | 4 |
| 反映予定 | 17 |
| 4. 住民向けの啓発活動について | |
| 推進している | 6 |
| 推進していく予定 | 7 |
| 5. 関係者（ステークホルダー）との連携について | |
| 連携している | 3 |
| 連携していく予定 | 7 |
| 6. 国やその他自治体、民間企業と連携する枠組みへの参画について（※複数選択可） | |
| 関西SDGsプラットフォームに参画 | 4 |
| 地方創生SDGs官民連携プラットフォームに参画 | 5 |
| 7. ローカル指標の設定について | |
| 設定している | 3 |
| 設定していく予定 | 5 |

計画等への反映事例

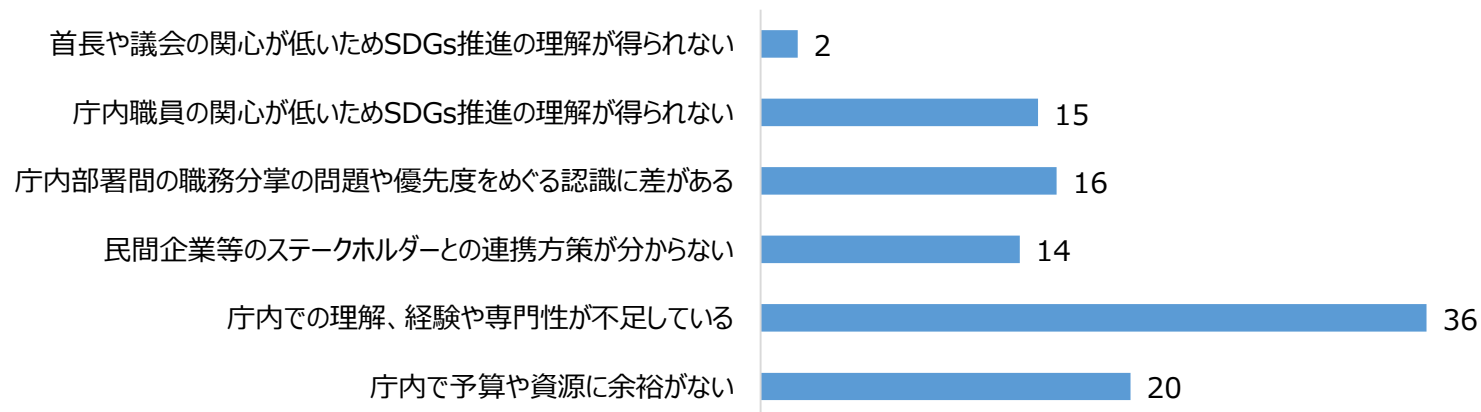
- ・総合計画：2件
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略：2件
- ・その他計画（環境等）：3件

問4 貴市町村でSDGsの推進に際し直面する課題についてご回答ください。

国や他の自治体に関連した課題（※複数選択可）

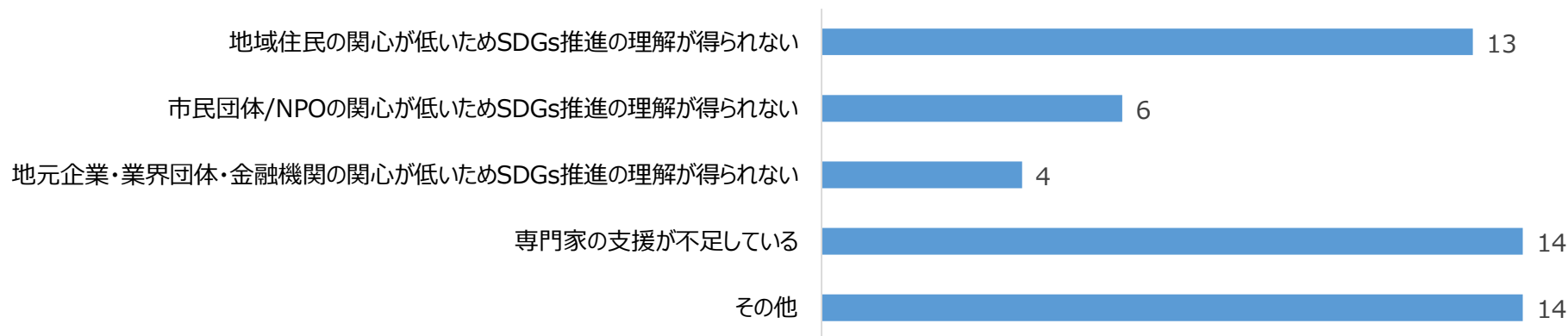


自治体内での課題（※複数選択可）



問4 貴市町村でSDGsの推進に際し直面する課題についてご回答ください。

他の関係者との連携に関する課題（※複数選択可）



【主な課題（自由記載部分）】

- ・SDGsを推進することによる具体的な効果が見えにくく、庁内での議論を進めにくい。
- ・国・都道府県・市町村ごとの役割が明確になっていないことから現時点でどのように取組みを進めて行くことが必要か不明である。
- ・SDGsに取り組む機運の醸成に乏しい。
- ・SDGsに関する知識が不足している。
- ・市レベルでは包括的な取組みを進めることに限界があるので、個別の案件について都度判断している。
- ・SDGsの一層の認知度向上や取組の加速化に向け、その理念や取組手法について市民の理解を進めることが課題であると考えている。
- ・SDGsに対する認知度が低い。
- ・地域住民、団体、企業のSDGsに関する動きが把握できない。

府民を対象にSDGsの認知度調査を大阪Qネットを活用して実施
(対象者条件：18歳以上の男女、サンプル数：1,000名)

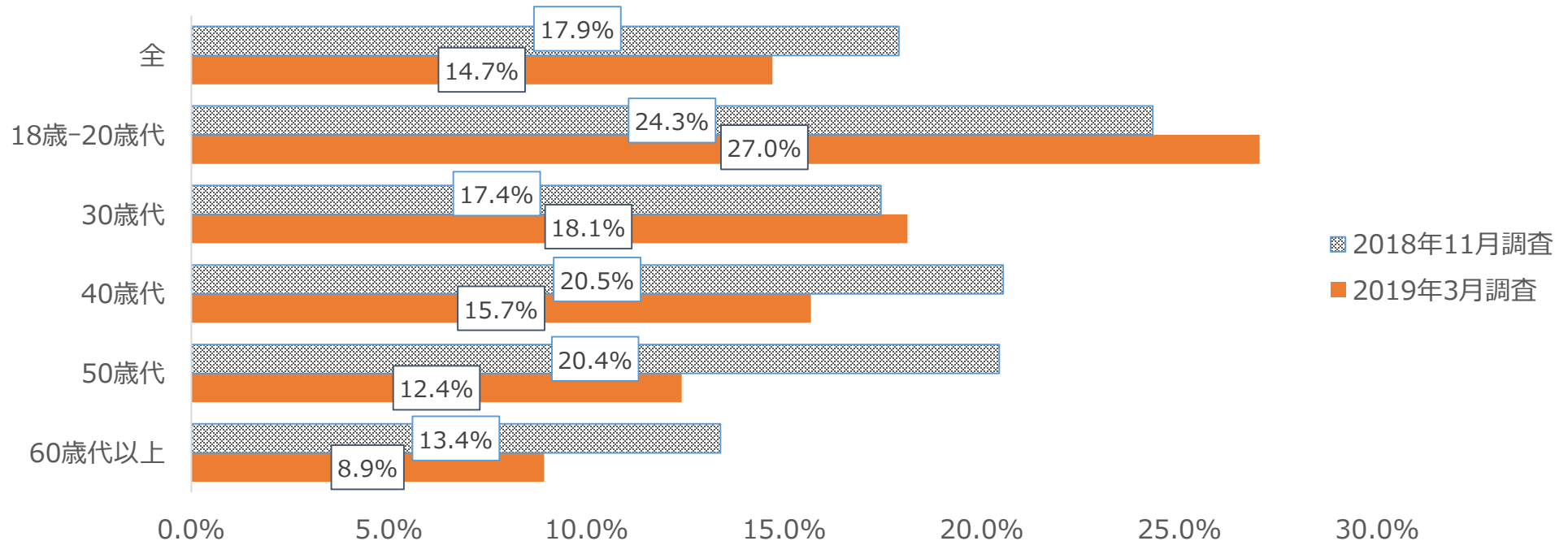
◆府民認知度調査結果

(「SDGsを知っていた」、「SDGsという言葉は聞いたことがあった、又はロゴを見たことがあった」と回答した人の割合)

○第1回調査（平成30年11月）**17.9%**

○第2回調査（平成31年3月）**14.7%**

【第1回調査と第2回調査の年代別認知度の比較】



- 経済界や広域連合のSDGsの取組みの現状等について
関西経済連合会、関西経済同友会、大阪商工会議所、関西広域連合と意見交換
- 「大阪がめざすSDGs先進都市の姿」の明確化に向けたワーキンググループ開催に向けて
大学教授やシンクタンクにヒアリング

【経済界等の主な意見】

- ・様子見、手探りの状態
- ・アクションプランまでは大企業もなし
- ・関西SDGsプラットフォームへの参加については増傾向
- ・大企業、中堅、中小零細で認知度、取組に差
- ・単なる社会貢献でなく、もうけにつながるものである必要(海外での信頼度、与信度に差)
- ・事例の紹介が有効
- ・健康寿命への注目はよい
- ・調達行動からのアプローチが必要
- ・関西全体での雰囲気醸成が必要

【大学教授等の主な意見】

(進め方)

- ・「自分事」にしてもらう必要
 - ・様々な主体の(支援の)輪が広がる必要
 - ・普及啓発が重要
 - ・多様性の視点、世界貢献の視点が重要
 - ・サステイブルなもの、ウインウインにしていく必要
 - ・方針、目標の提示が必要
 - ・プロセスを示しながら、先進(好)事例を作っていく必要
 - ・指標で見える化が必要
- ##### (重視すべきターゲットなど)
- ・福祉・健康、教育・子供、ジェンダー・平等
 - ・ライフサイエンス一辺倒はいかがか